

令和2年第1回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 2 年 3 月 11 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）
- 第6 議案第4号 町道路線の認定について
- 第7 議案第5号 令和元年度四万十町一般会計補正予算（第5号）
- 第8 議案第6号 令和元年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第9 議案第7号 令和元年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第8号 令和元年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第9号 令和元年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第10号 令和元年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第11号 令和元年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第12号 令和元年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第15 議案第13号 令和元年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第14号 令和元年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第15号 令和元年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第18 議案第16号 第2期四万十町子ども・子育て支援事業計画の策定について
- 第19 議案第17号 四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第20 議案第18号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について
- 第21 議案第19号 高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財

産処分について

- 第22 議案第20号 高知県市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について
- 第23 議案第21号 行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託について
- 第24 議案第22号 四万十町体験型観光施設条例について
- 第25 議案第23号 四万十町町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について
- 第26 議案第24号 四万十町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 第27 議案第25号 四万十町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第28 議案第26号 四万十町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 第29 議案第27号 四万十町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第30 議案第28号 四万十町基金条例の一部を改正する条例について
- 第31 議案第29号 四万十町窪川地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例について
- 第32 議案第30号 四万十町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 第33 議案第31号 四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第34 議案第32号 四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 第35 議案第33号 四万十町交通安全指導員条例を廃止する条例について
- 第36 議案第34号 四万十町ホビー館に係る指定管理者の指定について
- 第37 議案第35号 四万十町打井川地域づくりセンターに係る指定管理者の指定について
- 第38 議案第36号 令和2年度四万十町一般会計予算
- 第39 議案第37号 令和2年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算
- 第40 議案第38号 令和2年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算
- 第41 議案第39号 令和2年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算
- 第42 議案第40号 令和2年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算
- 第43 議案第41号 令和2年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第44 議案第42号 令和2年度四万十町介護保険事業特別会計予算

- 第45 議案第43号 令和2年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算
 第46 議案第44号 令和2年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算
 第47 議案第45号 令和2年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算
 第48 議案第46号 令和2年度四万十町下水道事業特別会計予算
 第49 議案第47号 令和2年度四万十町水道事業会計予算
 第50 請願・陳情

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第50まで

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席議員（16名）

1番	酒井祥成君	2番	槇野章君
3番	林健三君	4番	古谷幹夫君
5番	緒方正綱君	6番	武田秀義君
7番	吉村アツ子君	8番	味元和義君
9番	水間淳一君	10番	中屋康君
11番	岩井優之介君	12番	田邊哲夫君
13番	堀本伸一君	14番	村井眞菜君
15番	橋本章央君	16番	下元昇君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

欠席議員（0名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
政策監	山脇光章君	政策監	浜田章克君
会計管理者	樋口寛君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	清藤泰彦君
危機管理課長	川上武史君	企画課長	山本康雄君
農林水産課長	池上康一君	にぎわい創出課長	植村有三君
税務課長	松田好文君	町民課長	本山桂三君
建設課長	吉岡範満君	健康福祉課長	野村和弘君

環境水道課長	宮 本 彰 一 君	教 育 長	川 上 哲 男 君
教 育 次 長	熊 谷 敏 郎 君	生涯学習課長	林 瑞 穂 君
学校教育課長	西 谷 典 生 君	農業委員会事務局長	西 田 尚 子 君
農業委員会会長	林 幸 一 君	代表監査委員	田 邊 幹 男 君
総務課財政班長	津 野 博 君	大正・十和診療所事務長	川 村 裕 之 君

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	山 本 安 弘 君	町民生活課長	佐々木 優 子 君
-----------	-----------	--------	-----------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	富 田 努 君	町民生活課長	細 川 理 香 君
-----------	---------	--------	-----------

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 長谷部 卓 也 君 | 次 長 | 三 宮 佳 子 君 |
| 書 記     | 友 永 龍 二 君 |     |           |

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○議長（下元昇君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより令和 2 年第 1 回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4 番古谷幹夫君及び13番堀本伸一君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、一昨日の 3 月 9 日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長酒井祥成君。

○議会運営委員長（酒井祥成君） 改めまして、おはようございます。議会運営委員会より、会期日程について協議の結果を報告したいと思います。

第 1 回四万十町定例会会期は、本日 3 月11日から 3 月19日までの 9 日間としたいと思います。なお、一般質問につきましては、6 日目、3 月16日に 5 名、そして17日に 5 名の計 10名となっております。

以上、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（下元昇君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日の 3 月11日から 3 月19日までの 9 日間であります。

お諮りします。

令和 2 年第 1 回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、令和 2 年第 1 回定例会の会期は本日から 3 月19日までの 9 日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第３、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第４項並びに同法同条第２項の規定による定期監査、行政監査の報告及び地方自治法第235条の２第３項の規定による例月出納検査報告があっております。

また、地方自治法第242条第１項の規定に基づく四万十町職員措置請求の報告があっております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧願います。

次に、会議規則第129条、議員の派遣について、その結果を報告します。

１月２日に窪川四万十会館で開催されました令和２年四万十町成人式に、議長ほか議員全員が出席しました。

１月17日に高知市で開催されました新人議員研修に、村井議員が参加しました。

１月28日、総務常任委員会が梶原町を訪問し、風力発電施設について視察研修を行いました。

１月30日、教育民生常任委員会が黒潮町を訪問し、人工芝グラウンド施設について、同日、土佐市を訪問し、図書館施設について視察研修を行いました。

２月16日、瑞宝双光章を受賞されました牧野利恵子氏の祝賀会に緒方副議長が出席しました。

２月28日、小鳩保育所移転整備工事起工式に、議長と共に中屋教育民生常任委員長が出席しました。

議長が出席しました議長会等の件につきましても、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

最後に、２月20日に高知自治会館で開催されました高知県町村議会議長会第71回定期総会において、自治功労賞表彰式が挙行され、議会議員27年以上在職者として酒井祥成議員、田邊哲夫議員が、15年以上在職者として水間淳一議員、橋本章央議員が全国町村議会議長会より表彰されましたので、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第４、行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申し出があっております。これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 改めまして、おはようございます。

本日、議員の皆様のご出席をいただきまして、令和２年３月町議会定例会が開催されま

すことを厚く御礼を申し上げます。

本定例会に際しましての町政運営等のご説明に先立ちまして、現在、世界的な問題となっております新型コロナウイルス感染症について、その対応等についてご報告を申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の国内での発生状況につきましては、3月10日12時現在における厚生労働省の発表では、514例のPCR検査陽性者が確認をされているところでございます。これにクルーズ船等の陽性確認者を加えると、1,200例を超える陽性者が確認されている状況にあります。

高知県内では、2月29日に1例目の感染が高知市で確認され、現在まで12名の感染が確認されておりますが、現在のところ、本町での感染は確認されておられません。

本町では、国内外における新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、2月26日に、四十万町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、政府が示しました新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に基づきまして、3月末までを警戒期間として、特に3月13日までの2週間を感染拡大防止に極めて重要な期間とする町の対応方針を決定いたしまして、感染症対策を講じているところでございます。

昨日、安倍総理が10日間の延長を示しましたところでございますが、本町におきましても、3月13日の段階で、改めて様々な研究をさせていただきながら、その後の対応を講じていきたいと考えておるところでございます。

具体的には政府の要請を受けた町内の小中学校の臨時休業措置や、イベント主催者への開催自粛要請、町民の皆様や町内事業所、高齢者施設等に対する手洗い、せきエチケット等感染症予防対策の徹底や、発熱等の風邪症状が見られる場合の休暇取得、外出自粛の呼びかけなどとなっておりますところでございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、日々状況が変化しておりますが、今後も引き続き、町民の皆さんの安全・安心を第1に、不安解消や感染拡大の防止に向けまして、国・県、関係機関と連携を密にし、必要な対策を的確に実施したいと考えておるところでございます。

町民の皆様には、不確かな情報に惑わされたり、必要以上に恐れたりすることなく、冷静な対処をお願いいたしますとともに、感染症予防の観点から、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に、手洗い、せきエチケットといった基本的な感染症予防の対策に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは改めまして、本定例会でご審議いただきます議案等の説明に先立ちまして、令和2年度の町政運営に関する基本的な考え方と予算案の概要についてご説明を申し上げます。

人口減少は、静かなる危機と呼ばれますように、日々の生活においては実感しづらいものの、このまま続けば人口は急速に減少し、将来的には経済規模の縮小や生活水準の低下を招くばかりか、国としての持続性すら危うくなる恐れがあります。これは市町村にも当てはまることでございまして、地域の担い手が減少することにより、地域経済が縮小し、人口減少をさらに加速させるといった負の連鎖に陥るとともに、まちの機能が低下し、地域の魅力や活力が損なわれることで、生活サービスの維持が困難となってまいります。このような負の連鎖から脱却し、好循環を築いていくには、国と地方、そして地方と市町村の関係だけでなく、市町村を支える集落こそ、地方創生のかぎを握る重要な役割を担っているのではないのでしょうか。

そこで、町民の皆様の生の声やご意見をもとに、町民主体のまちづくりを着実に進めていくため、昨年11月から本年1月にかけて、町内8会場で町政懇談会を実施いたしました。

内容といたしましては、一点目に、第2期四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について、二点目に、第2期四万十町学校適正配置計画について、三点目に、地域自治区制度について、それぞれご説明させていただき、その後ご参加いただきました皆様との意見交換を実施させていただいたところでございます。その結果、ご参加いただいた皆様から、ご意見・ご要望やご提案のほか、叱咤激励など様々な声を聞かせていただきました。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

参加された皆様からの主なご意見でございますが、一点目の総合戦略では、本町の目指すまちづくりの基本的な考え方を始め、次期戦略から新たに盛り込むこととした持続可能なまちづくり、SDGsや超スマート社会Society5.0の実現、女性の活躍といった内容のほか、人口減少・担い手不足や、出産・子育て支援、移住定住対策、住宅政策、交通手段の確保、農林水産業の振興といった内容に関するご意見やご提案などをいただいたところでございます。

また、二点目の学校適正配置計画では、適正配置計画の考え方や、地元説明会の開催方法といった、計画の進め方に対するご意見を始め、地元の小学校がなくなると活気が失われる。学校を残してほしいといった切実な声や、小規模校の何が悪いのか。小規模校なら

ではの教育や、それを生かした地域づくりがあっても良いのではないかと、統合ありきではなく、人を残す・学校を残すといった視点で、まずは様々な施策を講じていくべきではないかといったご意見も賜ったところでございます。このようなご意見は、学校の適正配置だけでなく、地域の活性化やまちづくりにも大いに関係する、貴重なご意見であったと感じております。

これらのご意見等に対する総合戦略での取組につきましては、後ほど行政報告の中で改めてご説明させていただきますが、その中でも特に、まちづくりの視点での人口減少・担い手不足と住宅政策について、私としての考え方を述べさせていただきます。

町内小・中学校の統合や高校再編は、避けては通れない課題であると考えますが、このことは地域の活力が失われるだけでなく、担い手不足や域内経済の衰退など、さらなる人口流出といった負の連鎖を招き、ひいては四万十町全体の人口減少・経済衰退へつながる恐れがあります。特に本町は、県内一の広大な面積を有するにもかかわらず、中山間地域といった地理的条件により多くの集落が点在しておりまして、窪川小学校がある中心市街地に人口が集中する一方、周辺地域では少子高齢化が加速している状況でございまして、地方創生ならぬ地域創生を進めるためには、この偏在を是正することが喫緊の課題であり、有効な手段であると考えております。

具体的には、市街地に偏在しております人口の是正に向け、各地域における住宅環境の整備に取り組むこととし、今後5年間の総合戦略の中で、まずは集落内にある空き家・空き地等の有効活用を図った上で、さらに人口増加を促すための住宅整備として、主に担い手や若者を対象とした移住・定住用単独住宅の整備を進めるほか、既存の補助制度等につきましても、課題や成果等の整理と併せて制度の見直しを検討していくこととしております。これによりまして、各地域における人口の増加や担い手の確保といった人員・人材の確保だけでなく、住民相互のつながりによる集落機能の維持や防災面の強化、ひいては集落の活性化・にぎわい創出にもつなげたいと考えております。なお、これらの事業を効果的に推進するためには、限られた財源の中で対象地域の絞り込みや土地の確保といった課題への対応とともに、地域や学校を残したいという地域住民の方々の熱意や想いも重要となりますので、まずは各地域のご意向等をお伺いしながら、着手可能な地域をモデル地域に設定し、スピード感を持って取り組んでいきたいと考えております。

次に、地域自治区制度に関しましては、私の就任時に、地域自治区制度を有効に活用させるためには、各分野での地域を牽引する人材や、まちづくりへの住民意識の醸成に課題

があるとして、導入の見送りを表明し、結果として凍結をさせていただきました。その後、地域のご意見を伺うことができる環境づくりとして、大正・十和地域に地域振興局を設置をし、それぞれの振興局に一定数の職員を配置するなどの対応を行ってきたところでございます。また、今回の町政懇談会でも、多くのご意見をいただく中で、町としての考え方などを説明させていただきました。

この地域自治区制度につきましては、合併当時から導入に係る検討がなされ、地域自治区検討委員会からの答申に基づく制度原案を作成し、町民の皆様に周知を行ってきたところでございます。町民の皆様の関心度・理解度を高めるための行政側のアプローチが不足していた面もあったかと思いますが、その意識醸成が十分に生まれず、制度自体の形骸化が進み、機能しなくなる恐れがあると感じていったところでございます。

最終的には、地域自治区を設置せず、町民の皆様のご意見を反映・協議できる環境を醸成し、それぞれの地域が発展していける仕組みづくりに取り組みたいと考えておりますので、まちづくり基本条例中の地域自治区に関する規定については、議員の皆様とも慎重な議論を重ね、本年中に条例改正議案を上程させていただく予定でございます。

最後に、町からご説明させていただいた三つの内容に関するご意見のほかにも、防災・安全対策や地域医療の充実、風力発電施設、情報公開や意見公募手続、行政評価、職員の人材育成などに関するご意見もいただきました。これらの内容につきましては、可能などころから積極的かつ迅速に対応いたしますとともに、個別具体的な対応等については、行政報告を始め様々な機会を通じまして、改めてご報告させていただきたいと思っております。

このように、令和2年度は地方創生の新たな出発の年となりますが、これまでの取組や成果をさらに一步ずつ着実に進めるとともに、新時代にふさわしい新たな視点と戦略によりまして、全国に誇れる四万十町ならではのまちづくり、そして町民の誰もが四万十町に住んでよかったと思えるまちづくりに向けて精いっぱい取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、令和2年度当初予算の概要についてでございます。

本町の予算編成の目安となります、国の予算案につきましては、新経済・財政再生計画のもと、消費税増収分を活用した社会保障の充実、経済対策の着実な実行、歳出改革の取組継続により、経済再生と財政健全化の両立を目指す予算として編成され、地方財政についても、地方が重要課題に取り組みつつ安定的な財政運営が行えるよう、地方財政計画において前年度を上回る一般財源総額が確保されているところでございます。

また、県の当初予算案は、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策などを積極的に活用し、昨年度に引き続き前年度比においてプラス編成となり、初年度となる第4期産業振興計画では、経済の活性化に向け、多面的かつ重層的に施策を強化するなど積極型予算が継続されております。

このような情勢のもと、本町の持続的発展のためには、限られた財源を有効に活用しつつ、これまで取り組んできた各種施策を推進し、好循環の仕組みを途切れさせることなく継続していくことが重要となります。

このため、令和2年度は第2次四万十町総合振興計画に掲げた、まちの将来像の早期実現と第2期四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に推進し、喫緊の課題である防災対策、公約や重点施策などの実現に向け編成したところでございます。

この結果、一般会計当初予算額は176億600万円となり、前年度当初と比較して2億1,200万円・1.2%の増加となっております。このうち、ふるさと納税関連予算については、返礼品や事務費、基金への積立金を合わせまして16億9,700万円となり、ふるさと納税関連予算を除いた実質的な予算規模は159億900万円となっております。

なお、町の預金に当たる積立基金残高は、前年度末から1億7,481万円余り増加の11億5,112万円を見込み、町の借金に当たる町債残高は、12億2,132万円余り増加の195億7,929万円の見込みとなっております。

また、一般会計のほか、新設する二つの特別養護老人ホーム特別会計を含む10の特別会計と水道事業会計を合わせた全12会計の予算規模は、会計間の重複分を差し引いて241億7,850万円となり、前年度当初と比較して10億7,022万円・4.6%の増加となっております。

以上が、令和2年度当初予算案の概要でございます。今後も、第2次四万十町総合振興計画に掲げたまちの将来像の早期実現に向けまして、職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、行政報告に入りたいと思います。

まず、機構改革の実施についてでございます。

まず、機構改革につきましては、その仕組みや構造が民主的かつ能率的なものとなりますよう、行政活動の質的・量的な変化に応じて再編を行っていく必要があります。本町におきましても、社会情勢や行政課題、住民ニーズなどに的確に対応できる組織体制と執務環境が求められております。このため、本年度に役場組織と業務体制の見直しを行いまして、

令和2年4月から次の三点について改善することとしております。

まず一点目といたしまして、昨年12月定例会で議決をいただきました、四万十町行政組織条例の一部を改正する条例に基づき、本庁東庁舎1階にあります、健康福祉課の高齢者福祉・介護保険事業部門を高齢者支援課として、西庁舎1階の町民課に隣接して設置いたします。これにより現在、町民課で対応しております、後期高齢者医療等に加えまして、介護保険などの高齢者に関する窓口を西庁舎1階に集約することができますので、庁舎間の移動等に伴う来庁者の負担軽減が期待をされているところでございます。また、年々複雑化する制度や、それに伴う職員数の増加等にも対応できるようになり、住民サービスのさらなる向上と行政運営の効率化につながると考えております。また、高齢者支援課の西庁舎1階での業務につきましては、本年5月7日から開始する予定でございます。

二点目といたしまして、高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散と、その後の窪川荘、四万十荘の運営についてでございます。特別養護老人ホーム窪川荘と四万十荘を運営してまいりました、高幡西部特別養護老人ホーム組合につきましては、本年3月31日に解散をし、その後は本町が運営していくこととしております。今後も引き続き、現在のサービス水準を確実に維持できるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

三点目といたしまして、係制の導入と事務分担の見直しについてでございます。冒頭でも触れましたとおり、行政機構は行政活動の質的・量的な変化に応じまして、再編を行っていく必要があるため、事務執行体制についても見直しを行っております。これまでは、課長等の采配により課内にグループと呼ばれる事務執行体制を編成し、事務処理を行ってまいりましたが、事務の効率化と、担当部署や責任の所在を明確にするため、課内に係を設置し、それぞれの係に係長を配置するほか、場合によっては係に替えて室や班を設置し、室長や班長を配置いたします。なお、係の名称等詳細につきましては、4月の人事異動後に広報等を通じて改めてお知らせいたします。

以上三点の改善のほか、組織の再編や係制の導入に併せて事務分担の見直しも行っておりまして、これまで以上に効率的な行政運営に努めてまいります。

続きまして、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略についてご報告いたします。

国では、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成26年に、まち・ひと・しごと創生法が制定をされまして、同年12月には、ま

ち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されました。

本町におきましても、まち・ひと・しごと創生法の制定及び国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を受けまして、平成27年度に総合振興計画の人口減少克服と地方創生の推進に係る一体的な戦略プランとして、四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、これまで様々な施策を講じてまいりました。しかしながら、令和元年度末をもって計画期間が満了することから、令和2年4月を始期とする第2期四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定することとしております。

人口減少の克服と地方創生の推進は、中長期的な視点を持って取り組むべき課題であることから、第2期総合戦略では、基本目標といった戦略の根幹となる部分については、前期の総合戦略を踏襲するとともに、これまで以上に危機感とスピード感を持って取り組むこととしております。また、新たな視点として、国連の持続可能な開発目標であるSDGsの推進や、ICT、IoT、AIといった最新技術を用いて社会課題の解決や経済発展を目指すSociety5.0の推進、そして、前期の総合戦略から大きな課題であります、出生数の維持・向上を達成するため、女性の地域定着を目指し、女性が活躍するまちづくりの推進などにも挑戦することとしております。

地方創生の取組を成功させるためには、国・県・市町村が連携して同じ方向に向かい、それぞれが持つ役割を果たす必要があることから、第2期総合戦略については、昨年12月に閣議決定された国の第2期総合戦略及び現在策定中の県の第2期総合戦略、そして、同じく現在策定中の県の第4期産業振興計画を勘案の上、策定することとしております。また昨年11月から今年1月にかけて町内8か所で開催いたしました町政懇談会での意見や、意見公募手続を経て、策定することとしております。

少子高齢化に伴う人口減少が進む中、町民の皆様が生涯にわたり安心して暮らせるまちづくりに精いっぱい取り組んでまいりたいと考えておりますが、そのためには、行政はもとより町民の皆様や企業・関係団体の皆様のご協力が必要不可欠となりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、観光列車の運行についてご報告いたします。

JR四国の観光列車、志国土佐時代の夜明けのものがたりが、4月18日から運行を開始します。運行日については、土日祝日のほか7月以降の毎週金曜日となっております。運行開始当日の午後2時30分からは、JR窪川駅で出発式が行われる予定です。

JR四国の試算では、観光列車の運行により年間約1万5,000人の乗車が見込まれており

まして、本町に多くの観光客が訪れることが期待されておりますので、本町では、これに合わせまして、JR窪川駅に隣接する公衆トイレの洋式化、同駅待合室への四万十ヒノキのテーブル及び椅子の設置、観光列車専用パンフレットの作成を行っております。運行開始後につきましては、来町者へのおもてなしはもとより、公共交通を利用したおすすめ観光コースの提案等を積極的に展開し、地域の観光振興と活性化につながる取組を進めてまいります。

続きまして、文化的施設についてご報告いたします。

文化的施設につきましては、これまで文化的施設検討委員会による協議が重ねられ、本年度7回目となる昨年12月の検討委員会において、基本計画の最終案が確認されております。この基本計画案に対する意見公募手続を本年1月にかけて実施いたしましたところ、計画変更を要する内容の意見はなく、その結果については、町のホームページで公開しております。

また、これと併せまして基本計画の内容で施設を整備するための基本設計業者の選定を全国公募のプロポーザル方式で行っておりまして、2月4日に実施した書類審査による一次審査では、全18の応募者を5者に絞り込み、2月27日には公開プレゼンテーションによる二次審査を行いまして、提案者の説明に町内外からの多数の傍聴者が熱心に耳を傾ける中、基本設計業者の決定を行っております。

今後につきましては、この基本設計業者を含めて町民の皆様との対話を重ねながら、本年9月末を目途に基本設計を行いまして、その後に実施設計、令和3年度に着工、令和4年度に竣工という予定で準備を進めてまいります。

以上、行政報告といたします。

議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（下元昇君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案いたします。日程第5、報告第1号の後、日程第6、議案第4号から日程第17、議案第15号までの12議案を上程説明、審議、採決後、日程第18、議案第16号から日程第49、議案第47号までの32議案は提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。日程第50、陳情はそれぞれ所管の常任委員会に付託を予定しております。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第5、報告第1号専決処分の報告について（工事請負契約の一

部を変更する契約の締結について)を議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第1号専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

本報告につきましては、昨年6月13日に議決をいただきました平成31年度地場産業振興センター食品加工施設新築工事のうち、機械設備に係る請負契約の一部を変更する契約の締結に関するものでございます。

変更の内容につきましては、敷地内を通る水道管が基礎工事等の施工に影響を与えるため、敷地外の町道へ敷設替え工事を施工する必要性が生じたこと、また、昨年5月に指名競争入札に付しました、同施設の厨房機器が、不調により再入札となったことから、厨房機器の仕様変更が生じ、併せて空調機器の仕様についても変更する必要性が生じたことによりまして、当初の請負契約金額1億1,550万円に132万1,100万円を増額し、1億1,682万1,100円で変更契約を締結したものでございます。

以上につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（下元昇君） これで提出者の報告を終わります。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） ただいま町長から報告のあった専決処分の内容について、ちょっと伺いしてみたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、変更内容を町長も理由を説明されましたが、要するに今回、二つの変更内容だと。一つは屋外の給水の件で、敷地内にあった水道管は、基礎工事に邪魔になるので、敷地外に施工したと。

もう一点は、厨房機器が再入札になったと。機器を変えないかなった。それで変更せざるを得なかったということの二つの変更内容ですが、まず一点目の水道工事の関係ですが、これは既にもう設計の中で、敷地内に水道管がどこに通ったかは、普通は分かるわけですね。それをわざわざ変更までしてやらないかなかったという理由が私には理解できませんので、どういう意味なのか。

併せて、厨房機器ですが、不調になって、機器を変えないかなったという意味が分かりません。なぜ不調になって再入札をするために、厨房機器を機器の仕様変更ですので、どういう変更されたか、一切私には分かりませんので、もう少しそれなりの説明をして、

ああそうなのかという、分かるぐらいの変更理由を説明してほしいと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（下元昇君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） お答えをいたします。

まず一点目の屋外給水についてですけれども、こちらのほうは、水道管、公設のものであれば、どちらにどのように走っているというのは分かるんですけれども、もともと民間から買収しました事業用地内に、某病院宿舎につながる私設の引き込み線がございました。契約した後に、請負業者との協議の結果、その水道管が基礎工事に影響があるというふうに判断ができたため、打ち合わせの結果、ほかに敷設替えする場所として、隣接、並行して走っております町道の下に敷設替えしたということでございます。

もう一点、空調機器についてでございますけれども、当初設計から変更されたということでございますが、基本的に、能力を絞り込んだこと、それから、金額についてもできるだけ小さくということで、そのような考慮を加えた結果、一部の機械について、蒸気式であるものが電気式に変わったというものがございました。この関係で、蒸気の排出ではなくて、空気自体を冷やす、温めるという空調方式に変えたということがございましたので、今回のような変更になったということでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第6、議案第4号町道路線の認定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第4号町道路線の認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、道路法第8条第2項の規定に基づきまして、町道路線を認定することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

まず、南川口線につきましては、県道小味野々川口線のバイパス整備に伴いまして、旧路線の延長638m分が高知県から施設移管されますので、当該部分を町道に認定し、維持

管理を図るものでございます。

次に、黒石中央線につきましては、県道上ノ加江窪川線のバイパス整備に伴いまして、旧路線の延長449m分が高知県から施設移管されますので、当該部分を町道に認定し、維持管理を図るものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号町道路線の認定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第7、議案第5号令和元年度四万十町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第5号令和元年度四万十町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、いわゆるふるさと納税につきまして、寄附額の減収見込みと、それ

に伴う関連経費の見直しや、施設の老朽化等に伴い、早急に対応せざるを得ない修繕経費、また国の補正予算関連事業のほか、本年度最終の補正予算となることから、事業費の確定見込みによる精査や各節の減額といった所要の予算措置を講じたところでございます。

それでは、歳出予算の主な内容につきまして、予算科目の順にご説明を申し上げます。

まず、2款総務費でございますが、1項3目財産管理費では、今後の防災対策事業に必要な財源を確保するため、防災まちづくり基金積立金に5,900万円の追加計上を行う一方、ふるさと支援寄附金の減収見込みにより、ふるさと支援基金積立金を減額するなど、積立金で合わせて8,123万6,000円を減額しております。

また、1項5目ケーブルシステム管理運営費では、豪雨災害等への修繕対応といたしまして、指定管理料で655万円、鳥獣害対策用ケーブルの購入費といたしまして、原材料費で294万5,000円を、それぞれ追加計上する一方、1項6目企画費では、寄附金の減少見込みにより、返礼特産品代など、ふるさと支援推進事業費4,830万2,000円を減額しております。

続きまして、3款民生費でございますが、1項3目障害福祉費で、介護訓練等給付費1,200万円を追加計上する一方、2項1目児童福祉総務費では、ファミリーサポートセンター事業につきまして、令和元年度は開設準備のみの支出となり、運営は令和2年度からとなることから、運営委託料356万円を減額し、令和2年度からの運営費につきまして、債務負担行為を設定しております。

続きまして、4款衛生費でございますが、1項5目診療所費では、大正診療所特別会計繰出金2,603万3,000円を追加計上したほか、3項1目簡易水道費で、簡易水道事業特別会計繰出金320万6,000円を追加計上しております。

続きまして、6款農林水産業費でございますが、国の補正予算関連事業といたしまして、1項3目農業振興費では、窪川地域の米奥地区と志和地区のは場整備等を行い、農作業の効率化を図るため、農業競争力強化基盤整備事業負担金1,205万1,000円を追加計上したほか、同じく国の補正予算関連事業といたしまして、1項5目農地費では、興津排水機場長寿命化事業として、工事費で1億8,400万円を追加計上しております。

続きまして、7款商工費でございますが、1項2目商工振興費では、当初の想定より申請者数が下回ったことにより、プレミアム付商品券代9,425万円を減額する一方、1項3目観光費では、4月より運行を開始する観光列車等の利用客にPRするため、窪川駅へ寄贈

する四万十ヒノキ機などの購入費130万円を計上しております。

続きまして、8款土木費でございますが、2項3目道路新設改良費では、町道新設改良事業の進捗などによりまして、事業費の組替えを行うとともに、県道改良工事負担金400万円を追加計上いたしております。

続きまして、9款消防費でございますが、1項4目消防施設費では、耐震性貯水槽設置工事費146万5,000円を追加計上したほか、1項5目防災費では、1月に発生した豪雨により転覆した漁船の廃船への補助として、放置漁船減災対策事業補助金45万2,000円を追加計上いたしております。

続きまして、10款教育費でございますが、2項2目教育振興費では、令和2年度に向けた学校教員用の指導書などの購入費として、消耗品費1,601万9,000円を追加計上する一方、4項2目文化財保護費では、十和民具館解体撤去事業につきまして、財源として予定しておりました過疎対策事業債のソフト事業分が配分された国予算の要求限度額を超えたこと、並びに、記録保持作業により、解体工事を令和2年度に着手することとなったため、今年度の事業を取り止め、新たに令和2年度当初予算に計上しております。

以上が歳出の主な内容でございますが、これを賄う歳入といたしましては、各事業の進捗状況等をもとに補助金、町債及び基金繰入金等の確定見込み額について精査を行うなど、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

これによりまして、今回の補正額は歳入歳出それぞれ5億8,900万円の減額となり、累計予算総額は、歳入歳出それぞれ178億9,400万円となったところでございます。

続きまして、繰越明許費でございますが、先ほどご説明申し上げました国補正予算関連事業を始め、機構改革に伴う本庁執務環境整備事業や、小鳩保育所移転整備事業、町道改良事業、耐震化促進事業、災害復旧事業など、合わせて25件、17億5,115万2,000円の追加、また、文化的施設整備事業の変更など、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費として第2表繰越明許費補正に記載のとおりとなっております。

続きまして、債務負担行為でございますが、ファミリーサポートセンター事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、運営について、令和2年度を始期とする3年間の長期契約を締結しようとするものでございます。また、廃棄物処理施設包括的長期民間委託事業につきましては、消費税率改正に伴う令和2年度以降の債務負担を追加するもので、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額

について、第3表債務負担行為補正に記載のとおり追加するものでございます。

最後に、地方債の補正につきましては、事業費の精査等に伴い、第4表地方債補正に記載のとおり、各地方債の限度額を追加または変更するものでございます。

以上が補正内容の概要でございまして、引き続き、より一層の財政の健全化に努めてまいりますので、ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） それでは、今ご説明をいただいた補正予算の関係ですが、二点ほどお伺いして理解しておきたいというところで、お伺いをします。

予算書の51ページ、3款です。児童措置費ということで、20節で扶助費というのがあります。児童手当が1,444万5,000円減額というところですので、扶助費、非常に大きい減額ということですので、3月末でありますけれども、減額になった理由をお示しいただければと思います。

それからもう一点は、その次、55ページになります。4款でありまして、保健事業費のがん検診委託料というのが460万円ということで、これも減額になっています。がん検診ということで非常に日頃の健康意識の喚起のためにということで、いろいろがん検診を行っているわけでありますけれども、今回、かなり大きいこの委託料が減額になりましたので、その理由。

その二点、理解を深めるために、ご説明いただきたいと思います。

○議長（下元昇君） 町民課長本山桂三君。

○町民課長（本山桂三君） お答えいたします。まず3款扶助費児童手当の減額理由ということでございますが、ちょっと確認させていただきましてお答えさせていただきたいと思いますが、年度末になりまして、実際、当初予算と収支精査した結果、減額となったということでございますが、内容については確認した上でお答えさせていただきます。

○議長（下元昇君） 健康福祉課長野村和弘君。

○健康福祉課長（野村和弘君） 補正予算書55ページの保健事業の委託料、がん検診委託料の減額でございます。

当初予算の時点ではある程度対象者も見込みまして予算化しております。結果として

は、がん検診等の受診率が低かったために減額したということになっております。

○議長（下元昇君） 10番中谷康君。

○10番（中屋康君） 分かりました。扶助費の関係ですが、児童手当はもう一度確認いただいて、大きな金額ですので、どういった感じで、減額になったか、後ほどでも結構です。ご連絡いただいたらと思います。

がん検診のほうは、当初の見込みより受診者が少なかったということで、委託料としてこれだけ余ってきたというところですが、いずれにしても、日頃の啓発活動というのが、こういう減額の理由に結び付いているのかどうか、そのあたりのところの分析というのはされておるのか、もう一度それだけ確認をしておきたいと思います。

○議長（下元昇君） 健康福祉課長野村和弘君。

○健康福祉課長（野村和弘君） がん検診もいろいろ種類がありますが、いろいろなところで啓発活動も行い、個人通知もしておりますが、やはり今年に限ったわけではありませんが、健康づくり婦人会とか、いろいろな方にも協力してもらって啓発をしておりますが、毎年それぞれのがん検診の受診率が低いという状況になっております。

今後も引き続いて、この点については、皆さんに検診してもらおうということで啓発等もやっていきたいと思っております。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

11番岩井優之介君。

○11番（岩井優之介君） 予算書の資料から二点ほど、補正予算の資料1ページと2ページです。1ページは下段の農業競争力強化農地整備事業ということで、志和と米奥の基盤整備が、ようやくまとまったかなという感じを受けたんですけれども、この遅れてきた主な理由というのは大体分かりますけれども、お伝えしたいと思います。

それから、次の2ページの上段ですけれども、町有林管理整備事業です。この三角印というか減額になってますけれど、この内容について、例えば、小室の浜松再生と、枝打ちについて減額になってますけど、これは事業をしなかったという意味でしょうか。それと、下の工事費、これは修正だと思いますけれども、内容について教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（下元昇君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） お答えをいたします。

まず一点目の基盤整備の関連でございますが、基盤整備については予定どおり進めておりまして、特に遅れているというような状況ではございませんで、今回の補正につきましては国の補正によりまして、基本的に長期間にわたる事業でございますので、国費がついたということでの調整ということでございます。

もう一点、町有林の関係の、マイナスの部分、小室の松林の再生ですとか枝打ちですけども、これは必要量を少し見込みすぎていたところがございまして、適正に実施をしているというところでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは何点か質問してみたいと思いますが、まだ令和元年度も年度途中であります、3月補正の段階で、当初予算173億円余りですので、今回の3月補正でも、5億円余りの一般会計の予算が今の時点で増額になる予算です。

そういった中で、まず最初に私どもに回ってます、補正予算説明資料の5ページ、ふるさと支援基金、いわゆるふるさと納税の基金をどういったところへ、使っているかという一覧表があります。

そんな中で、教育予算の下から二つ目です。通学対策事業で、補正前には1,380万円余り、スクールバス運行でふるさと基金を使おうじゃないかという計画はあったわけですが、それが今回、いやそれは使わずに、どこで使ったのかと予算書も調べてみましたが、分かりませんので、なぜ当初ふるさと納税を使って1,300万円使おうとしたのを、今回これは一切使わんと、どこかの金を使ったのか。運行せんかったということはありませんので、どういう見方をしたらいいのか分かりませんので、まずこれの説明をしてほしいと思います。

続いて、10ぐらいありますので、ゆっくり質問してみますので、ゆっくりお答えをしてもらわんと、早口でされたら、こっちは理解に苦しみますので、よろしくお願いします。

まず予算書、19ページから行きます。歳入の中で国庫補助金があります。その中で、下のほうです。総務費国庫補助金、空き家対策総合支援事業補助金が、これ空き家活用のように。当然、36ページには歳出の内容を書いています。これが364万8,000円の減額。県の、当然これも補助金があって、総額が730万6,000円余り国・県の補助金が減額。合わせて空き家対策総合支援事業補助金の中間管理住宅等についても、295万2,000円。これも確

か県の補助金もありますので、合わせて私の計算では565万3,000円余りの減額、これも歳出で出ています。これは、補助金が減になるということは、当然、歳出でもあるように、見込んだ補助金を活用できなかったという意味ではないかなと思いますが、それについてお答えください。

続いて、次の20ページにあります。商工費国庫補助金。総理が、いわゆる昨年10月からの2%の消費税の増税を図る上で、何としても消費の低迷を起こさないという中で、ひもつきのプレミアム付商品券であるわけですが、全国ですが、非課税世帯に確か25%ぐらいの、2万円のお金出せば2万5,000円分買えるのであったと認識をしてるわけですが、それが、残念ながら3,800万円余りの補助金をいただいて、しっかりと皆さん方にお金を使ってもらおうというのが、残念ながら60%減の2,300万円余りの補正額です。

これは何ゆえにやという思いです。恐らく、これだけ予算組んでいたけれども、該当する方々は、これを買わなかったという意味ではないかなと思うわけですが、私なりの判断ですが、内容についてお答えください。

それと、歳出にも関係あるんだろうと思いますが、十分理解ができませんので聞いておきたいと思います。23ページに入ります。確か町長から説明があったと思いながら、十分聞き取りができませんでしたので、農林水産業費、県の補助金の中で、農業水利施設保全合理化事業補助金というのが1億2,800万円、この時期に計上されたのは恐らく補助金ですので、この時期にしか間に合わなかったのかということになろうかと思いますが、その内容について説明をお願いしたい。

それとその下の5目の中で、観光拠点等整備事業費補助金の関係で690万円の減額になってますが、その内容についてお答えをいただきたいと思います。

それと24ページに入りますが、総務費委託金の中で、4年に一遍あります県議会議員選挙の委託金が、2,300万円の減額になって、そのうち、職員の時間外手当が1,200万円余りの減額になってるのは、4年に一遍でしたので、私、4年前どうだったか記憶がありませんので、こんなに減額になってるのは何らかの理由があって減額になったのか、やっぱり事務が順調にいったので、そんなに時間が必要なかったというのかどうなのか、分かりませんので、よろしくお願いします。

次に財産収入になりますが、26ページ、立木売却収入が今回642万円余り計上されています。どれだけの㎡数があって樹種も含めて、関心あるのは㎡当たりどれくらいこの時期、収入があったのかなというのは気になりましたので、ご答弁いただきたいと思いま

す。

次に、歳出になります。

先ほど歳入で言いましたように、中間管理住宅と空き家活用事業補助金の歳出は36ページ、2項、出ていますね、中間管理住宅改修工事は373万円減額しました。その下の負担金補助金では空き家活用事業補助金が1,000万円余り減額になりましたというのが出てますが、歳入歳出含めて、この内容についてお答えをいただければありがたいと思います。

続いて、60ページになります。負担金補助金の説明の中にあります。新規就農推進事業補助金が、1,200万円余り減額になってますが、この内容についてお示しを願いたいと思います。

続いて商工費になりますが、67ページ。備品購入費が今回、130万円計上されてまして、その内容は四万十ヒノキのPR用備品購入費だと書いてます。この時期に、そんなに急いで四万十ヒノキのPRを、備品を購入せないかんのか疑問に思ってたので、答弁いただきたい。

それとその下です。こいのぼり川渡し事業補助金が、この時期に88万円計上になってます。これはなぜこの時期に88万円計上するのかやと。こいのぼり川渡し事業というのは、今年度にやるわけでもないろうし、新年度で組めばいいんじゃないかという私の考えですが、なぜこの時期に補助金を88万円組まなければならないのかについて、答弁を求めたい。

続きまして、74ページに飛びます。これは防災費の備品購入費の中で、大変、防災が重要な時期に、防災活動用資材購入費も820万円余り減額、防災備蓄倉庫も購入費用約110万円、合わせて940万円を3月補正で減額をしてます。これは何ゆえに、これほどの額を減さなければならなかったのか、理解に苦しみますので、答弁をお願いします。

それと、今度は教育費に入ります。

79ページ。学校管理費の中で、工事請負費の学校施設整備等工事の200万円の増額と併せて、小学校空調設備工事が250万円の減額になってますので、その内容について分かりませんので、お聞きをしたい。

それと確か町長、提案の中で言われたと思いますが、ちょっと聞き取りにくかったので、80ページで教育振興費の需用費。この消耗品の1,600万円余りの今回の補正予算の内容について説明をお願いしたいと思います。

それと84ページ、スクールバスの運行委託料。私は企業のたがを言うつもりはありません

んが、当然3月4日から学校が休校になりましたね。今回、今はもうスクールバスの運行はないはずなのですが。なぜ12月議会から3月の間に委託料が、増額になったと言うしかないわけですが、なぜ44万円余り、今議会に計上せないかんのかなというふうに、単純な疑問ですのでお答えください。

それと次の85ページ。今、大変話題になってます新型コロナウイルス感染の問題です。放課後子ども教室が、全国、大変な思いの中で運営をされています。今回増額するのかなと思いきや、わずか1万5,000円の減額補正です。当然、予算を組むには、そんなに簡単に、昨日今日というわけにはいかんと思いますが、これで3月いっぱいもちますかという疑問で、質問をさせていただきます。

以上で一回目の質問を終わります。

○議長（下元昇君） 財政班長津野博君。

○総務課財政班長（津野博君） 一番最初のご質問で、当初予算資料の5ページのふるさと支援基金充当先一覧の中の通学対策費スクールバス運行の部分が、補正額で充当がゼロになった理由というご質問だったと思います。

この部分に関しては、具体的にこの事業はというご説明よりは、ふるさと支援基金の充当の考え方のご説明をさせていただきますが、5ページの右下の①②と書いている、ちょっと文字が小さいんですが、そちらをごらんください。

①継続分（平成27年以前からの既存事業分）と、②が新規（平成28年以降の新規拡充事業分）という形になります。そのうちの①継続分の金額が、繰入れの計画金額は、ふるさと納税の関連の経費、返礼品代等の、ふるさと納税の返礼品に係る一般財源がそこでかかりますので、その部分の補填を、まずふるさと支援基金のほうの基金の充当させていただくと。②のほうは、その基金を活用して、新規に拡充した、新規に取り組み始めた事業について充当していくという考え方のものになっております。

今回のご質問の中の通学対策費の部分に関しましては、既存事業、もともとずっとやっている事業でございますので、ふるさと支援寄附金の減額による、ふるさと支援基金の返礼品等による事業費の減。これが、一般財源がそのまま必要がなくなりますので、基金の充当から外して、もともとそこの返礼品に充てようとした一般財源を、この事業に充てたと、基金を充当する必要がなくなったという形になります。

なので、事業自体この通学対策事業が何か変わったとか、ふるさと返礼のちょっと考え方が変わったとかいうことではなくて、このルール上に基づいて、返礼品等に係る一般財

源が減額になった分、そこの浮いた一般財源をこの事業に充てるような形になりますので、基金の充当から外したという形の考え方でございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 建設課長吉岡範満君。

○建設課長（吉岡範満君） お答えさせていただきます。

まず、予算書23ページにございます農業水利施設保全合理化事業補助金でございますが、こちらは興津排水機場長寿命化事業に関わります財源として計上させていただいたもので、本来ですと、令和2年度の要望として上げておりましたが、国の補正予算がつきまして、3月補正で上げさせてもらったものでございます。

続きまして、空き家対策に関わります歳出でご説明させていただきますが、36ページにございますように、空き家活用事業補助金、こちらは当初予算で10件を見込ませていただいております。しかしながら、実績としては4件という形になっております。事業としては、空き家の所有者がリフォームして、ほかの方に貸すという形の内容の補助事業になっておりまして、なかなか今後の空き家の活用が、令和元年度につきましてはこの事業が進まなかったということでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） 私のほうで関連をお答えさせていただきたいと思いますが、数多くありましたので、抜かっている部分がありましたら、またご指摘をお願いしたいと思います。

まず最初に、予算書19ページ、空き家対策総合支援事業補助金、中間管理住宅の減額、295万2,000円でございますが、これについては、歳出の36ページにあります中間管理住宅の整備工事費の減額に関わってくるものです。当初、5棟予定しておりましたが、そのうちの1棟がシロアリ等の腐食が激しく、1棟を先送りした分の減額の部分でございます。それに対応する国費の部分ということでお願いいたします。

次に、予算書20ページのプレミアム付商品券の減額の部分につきまして、お答えさせていただきます。議員からのご質問もありましたように、プレミアム付商品券につきましては、最高2万円で2万5,000円分の商品券が買えるという形で、取組を進めてまいりました。対象者としましては、所得が高くない方、低い方と、それからお子様がいらっしゃる家庭ということで、対象者としましては、お子様のいる家庭が319人、それから高齢等

の関係の方が5,470人という形で対応してきたところです。

これにつきましては、予算計上のときにご説明してきたように、広報誌のほうも2回掲載する予定でまいりました。状況を見て、申し込み数が少ないという関係もあって、広報も1回増やして3回にする。また申請書につきましては、対象者全員の5,470人の方に郵送しておりまして、その中でケーブルテレビ、また広報誌のほう通じて啓発を進めてきたところでございますが、最終的な割合としては25%ということになりまして、残念ながらその経費の部分を減額させていただいたということになっております。

次に、予算書23ページの商工費補助金の観光拠点整備事業の減額の部分でございますが、これにつきましては、当初、体験型観光資源強化補助金ということで、1,000万円ほどの予算を計上させていただいておりました。そのうち、事業内容を精査して、全体的な四万十町の計画の中で取り組んでみたらというような形の部分がありまして、多くは興津の青少年旅行村整備事業、いろいろな整備をするという形で、200万円ほど予算を計上しておりましたが、さらに経済効果も含めて、ちょっと検討し直すということで減額になっている部分。さらに、詳しくは十和地域振興局長からご説明をいただけるかもしれませんが、四万十川アドベンチャーパークの設計監理委託料、これらの精査減額による部分という形になっております。

次に予算書36ページの間管理住宅工事費の減額につきましては、ご説明させていただいたとおりでございます。

私のほうからは以上で説明を終わります。

○議長（下元昇君） 十和地域振興局長富田努君。

○十和地域振興局長（富田努君） それでは私のほうから23ページ、先ほどにぎわい創出課長のほうもご説明申し上げましたが、観光拠点等整備事業費補助金の減額についてご説明を申し上げます。

これは、十和地域で整備をしておりますジップライン、これの関連事業ということになります。減額には二つ、実は理由がございまして、一つは本事業費、これは整備する中で、県とも協議をする中で、補助対象経費外になるものが出てきました。

周辺整備ということで、当初から計画をしていたものの中で、遊歩道の改修、それから既設の展望所の改修、こういったものが補助対象にはならないということで、この部分に関する歳入の減額、それからもう一つは、ページが飛んで申し訳ございませんが、67ページ。こちらに、歳出予算で、13節委託料四万十川アドベンチャーパーク設計監理委託料、

減額103万円と、同じく占用申請等設計委託料、減額で314万8,000円という二つのものがあります。

まず、設計監理委託料が、このジップラインについてはヨーロッパの基準を採用しているということで、整備した施設についてはこの基準を満たしているのかということで実は検査を受ける必要があります。この検査については、この設計監理委託料の中で支出をするという予定をしていたんですが、協議を進める中で、この検査に要する費用は、施工業者が工事請負費の中から支出するということになりましたので、この分については不要になったということになります。

それから、占用申請等設計委託料、マイナス314万8,000円ですが、この委託料については、河川上空占用申請と保安林の占用申請に要する設計のための予算ということでもともと計上しておりました。当初は設計業者等と協議をする中で、先進地の事例なんかも参考に、必要経費ということで見積もっていたわけですが、実際に動き始めて、申請先とも協議を進める中で、測量であったり、設計に要する費用の大部分というのは、当課の技術者、建設担当職員で対応ができるということになりまして、ただどうしても職員では対応できない測量の一部分だけを業者に委託して、それ以外の部分が不要ということで、今回減額をさせていただきました。

この二つの理由によって、県補助金の減額ということになりました。

それから、11番目にご質問のありました、こいのぼりの川渡し事業補助金についてです。同じく67ページになります。これはこいのぼりの川渡しを行います団体に対して、補助金を交付するというもので、支障木の伐採、それから樹木補償、これに関する補助事業ということで、今回計上させていただきました。

現地のほうは3年から5年に一度は草刈りをすれば済むような状態に管理をしているわけですが、管理をしている土地のさらに周辺の樹木というのが非常に大きくなってきて、今こいのぼりを設置すると、風でなびいてこいのぼりが木にかかったりとか、非常に周辺から見えにくい状況になってきたということで、団体から相談もありまして、4月中旬から行う川渡しを前に、どうしても至急、この時期に対応したいということで補正予算の要求をさせていただいたところです。

以上です。

○議長（下元昇君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） 私のほうから、ご質問を受けた部分一点抜かってお

りましたので、答弁させていただきます。

まず予算書の67ページ、四万十ヒノキPR用備品の購入費130万円の部分ですが、なぜこの時期に四万十ヒノキのPRかということでご質問いただきました。これにつきましては、町長の行政報告にありました、4月18日から観光列車が運行されます。この部分につきましてはJR四国と連携した取組という中で、JR四国におきましては、駅舎の内装の美装であったり、外装の部分を整えるようにしておりまして、四万十町としましては、たくさんの観光客も訪れるということで、おもてなしの部分としまして、待合室に四万十ヒノキを使ったテーブルと椅子、椅子は22脚、そしてテーブルが3台ということで整備をさせていただくという予算でございます。町としては四万十ヒノキのPRとともに、観光客のおもてなしという部分で整備をさせていただきたいというところでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 選挙管理委員会事務局長清藤泰彦君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（清藤泰彦君） それでは私のほうからは予算書の25ページ、県議会議員選挙費の委託金の減額が2,310万6,000円になってるという理由でございしますが、ご承知のとおり、県議会議員選挙は無投票でございましたので、その部分が選挙費の執行がありませんので、大幅な減額となっております。

以上です。

○議長（下元昇君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） 農林業費の部分についてお答えいたします。

予算書26ページの立木売払の収入642万円についてでございます。こちらのほうは実績の見込みに基づく精算でございますので、全体、今回は町有林でどのような樹種、材積、収入があったかということで、答弁に代えさせていただければと思います。

今年度ですけれども、実績見込みといたしまして、立木の売払収入が3,456万3,000円となっております。材積については3,089㎥ということで、山林については町有林3カ所での搬出ということになっております。

樹種でございますけれども、杉とヒノキということになりまして、3,089㎥のうち、約1,700㎥がヒノキということで一番大きくなっておるというところでございます。

もう一点新規就農の関係でございます。新規就農は、大きく分けて五つのメニューがございます。予算書の60ページ、新規就農推進事業費の補助金の減額というところでございましたけれども、もともと予算上は3,280万円でございましたので、3分の2については

執行できるという見込みでございます。大きく分けて五つの事業がございまして、それぞれ2人から7人の支援を予定しておりましたけれども、実際、こちらも努力はいたしましたけれども、支援をする対象になる方が実際少なかったと、全体の傾向としては新規就農についても人手不足、人材不足といったことがございまして、そのような結果となっておりますので、それに伴う減額ということでございます。

以上です。

○議長（下元昇君） 危機管理課長川上武史君。

○危機管理課長（川上武史君） それでは、予算書74ページの防災活動用資機材購入費828万8,000円の減額の理由について、お答えをさせていただきます。

この防災活動用資機材購入につきましては、当初予算の段階で応急給水用資機材、これを、窪川、大正、十和それぞれで計21基整備するということで2,446万円の当初予算計上しておりました。この計上のもとになりますのは、販売店からの資機材購入というところで見積もりを徴収しまして予算計上しておったところでございますけれども、その後購入に当たりまして、販売店を通さずにメーカーから直接買い入れをすることができるようになりまして、その結果、販売店を通しませんのでその手数料が減額になってきたということで、828万8,000円安く整備することができたということになっております。

それから、続きまして、その下、防災備蓄倉庫備品購入費につきましては、この防災倉庫、実は普通の倉庫ではございまして、埋設型の防災備蓄倉庫ということになっております。といいますのは、ふだんは地下に埋設をしておりますので防災倉庫として使うんですけれども、有事の際にはその中身の備品、備蓄している物資などを外へ出しまして、便槽として使って、仮設トイレとして使うという製品でございまして、これを今年度は、窪川中学校とB&G海洋センターのほうに据えるということで計画をしておりました。

そのうちの窪川中学校の倉庫につきましては、そのトイレを組み立てるに当たっての埋設工事とは別に、トイレですので、トイレの組み立てる便器ですとか衝立ですとか、そういったような備品も一緒に購入することになっております。

基数でございまして、これは学校でありますので、学校のトイレも一定使用できるということで、当初予算の計上時には、メーカーの定型の仕様のもので予算計上しておりましたけれども、その後の学校との協議等で基数の見直しを行いまして、一定減額が図られたというところになっております。

以上です。

○議長（下元昇君） 学校教育課長西谷典生君。

○学校教育課長（西谷典生君） それでは、79ページのご質問にお答えしたいと思います。

工事請負ということで、学校施設整備等工事費と、小学校の空調設備工事費の減ということでございます。

まず、学校施設整備等の工事でございますが、これは来年度より特別支援学級が設置される学校がございまして、その2校分の教室を改築するというものでございます。そのほかに、体育館の雨漏り修繕等もありまして、緊急にやっていきたいということで今回計上しております。

続きまして、小学校の空調設備工事費ですが、これは入札減で今回減額しております。

続きまして80ページ、需用費消耗品費でございます。1,601万9,000円の分でございます。これは小学校の学習指導要領が改訂されまして、令和2年度より教科書が新しくなります。それに伴いまして、教員用の指導書が必要となっておりましたので、今回予算を計上しております。大きなものと、小学校の指導書が約1,518万円、そして特別支援学級用のものが51万2,000円、これが主なものでございます。

次に84ページでございます。スクールバスの運行委託料の増額ということでございます。これは休業以前に精査をしたものでございまして、今回の休業に伴う精査は入っておりませんので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（下元昇君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） 85ページの放課後子ども教室の予算について大丈夫かという質問でございました。

新型コロナウイルスの対応ということについて、まず説明をさせていただきますけれど、放課後子ども教室の場合は、小学校の1、2年生でどうしても家庭で面倒が見られないというお子さんを、小学校等でお預かりしております。放課の時間、4時以降について、放課後子ども教室で今回お預かりをするという措置をとっておりますので、ほぼ従来どおりの放課後子ども教室の時間ということでございますので、予算的には足りるのではないかと考えているところです。

ご心配の部分については、多分50ページの、放課後児童クラブについてだろうと思います。放課後子ども教室というのは、放課後の時間、地域の大人が子どもたちを見守るという文部科学省の制度でございます。放課後児童クラブという制度は、学童保育と言うたほ

うが分かりやすいと思いますが、保育に欠ける児童、小学生について、家庭と同じような形でお預かりするという制度でございます。

これについては四万十町の場合、窪川小学校で1か所、うり坊クラブというのが開設をしております、これについては残念ながら248万1,000円の減額としております。これも精査による減額でございましたけれど、これは2月27日の安倍総理大臣の発表以降の学校の休業については、この予算については対応しておりませんので、ひょっとしたら足りなくなるかもしれないということは予想はされます。

以上でございます。

○議長（下元昇君） 今、田邊議員の一回目の質疑の途中ですけれども、暫時休憩をいたします。11時20分まで10分間休憩とします。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 大変多くの質問をさせていただきました。おおよそ理解いたしましたが、ただ防災の関係で、課長が言われましたが、もう少し、これだけ減額になる要素があるのであれば、これを契機にしっかりと新年度も防災事業についていろいろ備品調達等もせないかん部分も出てくるかと思いますが、できるだけ、町長は厳しい予算という位置付けを持っているようですが、非常に幸い私はそれなりの四万十町は財政確実なものだというふうに認識していますが、できるだけ経費の節減という意味で努力をしてほしいという思いです。

それと、町長も所信で述べられましたように、やっぱり移住者をどう四万十町に迎え入れるかという面では、空き家対策、空き家の改修工事等を含めて、移住者が住みやすい状態の中で迎え入れるということは大事ですので、せっかく大事な予算も組んでますので、できるだけそういったところは減額にならないような形で、積極的に町内を回って所有者の方々に理解をもらいながら工事を進めてほしいし、中間管理住宅についても空き家がたくさんありますので、そういった所有者に対して、借りて改修をするということも含めて、努力をしてもらうということを要望して、終わります。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

9 番水間淳一君。

○ 9 番（水間淳一君） 67ページの19節体験型観光資源強化事業補助金278万1,000円の減額。これは体験型の観光は町として随分力を入れて進めていかないと認識しておるわけですが、この278万1,000円の減額、どうして減額になったのか、理由だけお願いします。

○議長（下元昇君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） お答えさせていただきます。減額の理由ということでございますが、当初予算の中で、先ほども少し申し上げましたが、この体験型の分で1,000万円近くを予算計上させていただいております。これにつきましては、窪川、大正、十和、それぞれの事業所であつたり施設のほうを整備させていただくということでございました。

今回の減額になった部分につきましては、興津の青少年旅行村の整備事業、これは看板を立てたりとか、サーフィンの部分でありますとか、それから観光客の皆さんの支払いの関係の末端機の整備であつたりとかという形の部分でございましたが、これにつきましては、全体的な計画をもう少し詰めてから整備をしていこうということで、見送りをさせていただきました。

それと併せまして、松葉川地区一斗俵の周辺の四万十川を活用したSUPでありますとか、そういうところを整備させていただくということでございましたが、これにつきましては、運営母体のほうが少しまだ定まらない状況ということでありましたので、この部分を減額させていただいたところでございます。大きくはこの二つでありますので、あと大正、十和につきましては予定どおり実施しているという状況でございます。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

3 番林健三君。

○ 3 番（林健三君） 一点だけお聞きしたいと思います。予算書の27ページにあります21款5項3目2節の中にあります、お試し滞在施設利用料というのがあります。2万円ですけど、私もちょっと記憶してないがやけど、町内にどれぐらいのためお試しの施設があるのか。

ほんで、この2万円について、後で二回目聞くけん、それだけちょっとお願いします。

○議長（下元昇君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） お試し滞在住宅の関係でお答えさせていただきます。

す。この施設につきましては、町内に3か所あります。一つが旧広井小学校、それから大正中津川、そして古市町の3か所でございます。

○議長（下元昇君） 3番林健三君。

○3番（林健三君） その中で、今、課長のほうから3か所あると言っておりましたが、一応2万円という利用使用料。それについて、内容というか、1年おれるのか2年おれるのか、私は分かりませんが、その辺の滞在期間です、何か月とかあると思いますが、ほんで1か月どれぐらいをお試しで払ったらええがか、その辺もお聞かせ願いたいと思います。

○議長（下元昇君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） お答えさせていただきます。滞在期間につきましては、ここ1か月から3か月というふうに切っております。それから、賃料としましては1か月1万円という形で、随時、広報等で募集とか周知もかけているところでございますが、この部分につきましては、移住を考えられる方、これから検討される方に限定しておりますので、そういう形で取組をしているところでございます。

○議長（下元昇君） 3番林健三君。

○3番（林健三君） もう一点だけお聞かせいただきたいと思います。3か所あると課長のほうからありましたが、今、満杯の状態ですか。この滞在型施設。

○議長（下元昇君） にぎわい創出課長植村有三君。

○にぎわい創出課長（植村有三君） これは昨年状況でございますが、大正中津川、それから古市町のお試し住宅については、入っておられます。それから、広井については募集中という形になっております。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 先ほどの質疑の中で町民課長より答弁があります。

本山桂三君。

○町民課長（本山桂三君） 先ほどの中屋議員から質問のあった児童手当の減額補正についてご説明させていただきます。

児童手当につきましては、15歳までの児童に支給しているものでございまして、ゼロ歳から3歳までが月1万5,000円、3歳児以降、月1万円、第3子以降につきましては月1

万5,000円などとなっております。

対象児童につきましては出生若しくは転出入の異動等も考慮しまして組んでいるところでございまして、予算の見込みからいいますと全体では100人程度の減少になっているのかなと思っております。そして実績で減額させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号令和元年度四万十町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第8、議案第6号令和元年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第9、議案第7号令和元年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）、日程第10、議案第8号令和元年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）、日程第11、議案第9号令和元年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）、以上、議案第6号から議案第9号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第6号から議案第9号までの各特別会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第6号令和元年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は主に予算の精査によるものでございますが、主な内容といたしましては、

歳出では、1 款の総務費を144万7,000円、5 款の保健事業費を125万7,000円、9 款の予備費を332万6,000円、それぞれ減額する一方、大正診療所への繰出金555万6,000円を含めた8 款の諸支出金で623万6,000円を追加計上いたしております。

一方、歳入でございますが、5 款の繰入金で323万8,000円、7 款の諸収入で601万3,000円をそれぞれ減額する一方、1 款の国民健康保険税を968万円追加計上いたしております。

これによりまして、今回の補正は第1 表歳入歳出予算補正に記載のとおり、補正による増減はなく、累計予算総額は、補正前と同額の26億5,120万円となっております。

なお、この補正予算案につきましては、去る3月4日四万十町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

続きまして議案第7号、令和元年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算(第3号)につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、本年度の実績見込みに基づき精査した結果、歳出につきましては、総務費で188万円、医業費で57万5,000円、給食費で24万5,000円をそれぞれ減額するなど、総額で270万円を減額しております。

歳入につきましては、診療収入を3,302万円減額する一方、一般会計繰入金を3,158万9,000円追加計上いたしております。

これにより、今回の補正は、第1 表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ270万円の減額補正となり、累計予算総額は3 億4,800万円となっております。

また地方債の補正につきまして、第2 表に記載のとおり、限度額を変更するものでございます。

続きまして、議案第8号令和元年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算(第3号)につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、本年度の実績見込みに基づき精査した結果、歳出につきましては、総務費で368万円を減額する一方、医業費で58万円を追加計上しております。

歳入につきましては、診療収入を310万円減額しております。

これにより、今回の補正は、第1 表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ310万円の減額補正となり、累計予算総額は1 億640万円となっております。

最後に、議案第9号令和元年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、本年度の実績見込みに基づき精査した結果、歳出につきましては、総務費を20万円減額しております。

歳入につきましては、診療収入を3万円、繰入金を17万円減額しております。

これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ20万円の減額補正となり、累計予算総額は1,010万円となっております。

以上4件の補正予算につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは質問をいたします。

まず、国民健康保険特別会計の中で、歳入99ページです。雑入の中で、当初570万円見込んでいた雑入が、ほぼ減額になった。わずか43万円は入る予定ですが、520万円余りが減額になった。この理由は、ちょっと分かりませんので、どうしてこれだけの予算を計上しておきながら、九十何%が減額になるというのは、ちょっと理由があつてのことだろうと思いますが、その点。

次の100ページ、歳出になります。委託料を見てください。ジェネリック医薬品普及促進事業促進業務委託料。金額どうこうではなくて、どういう形でジェネリックを普及していくための、委託をし取組をしているのかという内容について、ご説明いただきたいと思います。

次に大正診療所特別会計に入ります。まず入院、外来収入の部分を見ていただきたいと思いますが、106ページにあります。詳しいことは110ページから見ていきたいと思いますが、入院収入が7,300万円に対して1,970万円減額。この減額は計算してみると27%の減額です。外来収入については1億4,100万円に対して、1,300万円、9.3%の減額になります。

国保会計を見ると、決して国保を使っている方が減ってる状況にはないです。なぜ大正診療所が入院外来ともこれほど減るのかな、何か原因があるのかなと思って、十和診

療所を比べましたが、十和診療所はそんなに外来収入の減は少ないわけです。なぜ大正診療所の外来、入院とも、これだけ減額になる何か理由がそこにあるのではないかなというふうに思いますが、十和診療所は3%の減だけです。それが分かりませんので、分析できるかどうか分かりませんが、その点、収入はこれだけの減額になりますので、当然繰り入れをしていかなければなりません。その繰入額が、一般会計からの繰り入れが2,600万円、国保会計からの繰り入れが550万円という形になっていますが、決して患者を増やせと言うつもりはありませんが、ただ国保会計が決して減額になってませんので、どこかの病院へ民間病院へ行ってるんじゃないかなと考えようがありませんが、そういった患者を何とか地元の診療所に、私は来てもらうための努力が必要ではないかなという認識で、質問していますが、その点についてお答えをいただきたいと思います。

それと、めったに質問することはありませんが、この大道へき地診療所、一度やった記憶がありますが、予算が大体1,000万円の歳入歳出予算です。今回の補正は、収入減があって、診療収入が、補正前が26万8,000円が3万円減ったと。いわゆる診療収入は23万円、外来収入は23万8,000円だったというのが、3月の補正予算です。

まず、この大道へき地診療所については、人口も減ってきたという要素もあると思います。大体どれだけの患者が来られているのか。併せて、大道へき地診療所があるがゆえに、当然、国からの交付税もあると思いますが、大道へき地診療所があるがゆえに交付税が大体どれくらい見込まれているのか。そこら辺も兼ね合わせて聞いてみたいと思いますので、一回目の質問を終わります。

○議長（下元昇君） 町民課長本山桂三君。

○町民課長（本山桂三君） ご質問にお答えいたします。

まず雑入の補正でございます。これにつきましては、12月補正予算の編成におきまして、歳出額と歳入額の見込み額の差額調整のために計上させていただいております。12月補正におきましては、保険給付費の増額補正を行ったところでございまして、通常でしたら予備費を活用して調整することも検討しておりましたけども、冬場に入ることと、インフルエンザ等の流行も心配されておまして、それらの支出に備えるということで、とりあえずこういう予算編成をさせていただきました。今回、3月補正におきまして、収支予算の見込み額を精査した上で、財政調整繰入金や予備費の調整に合わせて減額補正させていただいたものでございます。

次にジェネリック委託料につきましては、国保連合会への委託料の支払いでございま

す。国保連合会におきまして、医療費の審査において、ジェネリックの使用状況などを点検していただいております、医療費のお支払い等で活用しているというところでございます。

○議長（下元昇君） 大正・十和診療所事務長川村裕之君。

○大正・十和診療所事務長（川村裕之君） お答えします。大正診療所の診療収入の大幅な減についての理由をということですが、9月補正を行っておりませんでしたので、大幅な減額ということになっております。

理由としては、大正診療所の患者については、大正、十和地区の方が主ですので、人口減でいきますと、平成28年度と、令和元年度を比べますと、416人の減になってます。

入院収入の減については、病床の利用率が下がっております。平成28年度から今年度で一般病床でマイナス4%、介護療養病床で29%、平均してマイナス11%の減ということで、稼働率が、令和元年度一般病床62%、介護療養病床が28%の稼働率ということで、毎年減額になっております。

診療収入がマイナスになった関係で、繰入金として、一般会計繰入金はふるさと支援基金を充当していただいておりますけど、それについては2,603万3,000円の増額、それから、国保の特別調整交付金については555万6,000円の増額ということで、繰入金の増額が3,158万9,000円となっておりますが、これについては、診療収入の減が前年度で予算に対して3,127万6,000円の減ということと、その他の収入、主な収入ですけれども、全部じゃありません、が884万1,000円の減ということで、その減の合計が1,987万7,000円の減額ということになっておりますので、それに対し、また歳出が、令和元年度550万円近く歳出が増えておりますので、合計の収支で1億2,540万円の減額と、マイナスということになりますので、それに対して全体の調整をした中で、2,603万3,000円の追加補正を要求したところです。

それから、大道へき地診療所の診療収入のマイナス3万円についてですが、患者数の推移はどうかということで、患者数については、平成30年度は47人、令和元年度は42人という実績となっております。それに関連して、交付税の算入額はどれぐらいあるのかというご質問だったと思いますが、約700万円という認識でおります。

以上です。

○議長（下元昇君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 私のほうから大正診療所の診療収入の減についても一度、何点

かご説明をしたいと思います。

まず一つには、事務長からお答えしましたように、当然、高齢化により死亡者が増えてきたということもあるかと思いますし、何よりも民間の窪川地区の病院がバスを運行しております。そちらのほうに、年間約950人ほど利用しておりますのでそういったところでの影響があると判断もしているところです。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 分かりました。私が考えるのは、一般質問で今度やるようにはしていますが、公共交通の関係、今回、見直し計画がありますね。その中で、もう掲げてますが、特に民間の病院が、週何日でしょうかね、毎日なのか分かりませんが、十和、大正送迎されてます。それが一番患者にとっては、近くまで来てくれる、ましてやメインの道路沿いについては、家の前で簡単に乗れるというのは、患者が、民間病院に行く回数が増えるのではないかなと私は考えてます。

当然、大正診療所、十和診療所もバスの送迎はしていますが、その頻度が民間とは違うということもありはしないかな。ただ実態をつかんでじゃあどうするかというのが、当然、来年度の計画にひっかかってくると思いますが、そういった部分については検討されているのかどうなのか、というのは、今度の公共交通網形成計画という内容では、こういう計画、町は考えてますね。

診療所や民間のバス、またコミュニティバス、路線バスが、同じところを通りよると。窪川については、コミュニティバスなんか、窪川駅に集約しようと。それで駅に行ってしまうことになると逆に、大正地区の患者が、とられる可能性もありますので、そういった意味で、私は危惧しましたので、ぜひとも国保会計の歳入歳出が減ればいいわけですが、そんなに、国保会計は減ってませんので、恐らく町内でどこかへ行ってますので、経営的には、町の直営診療所は厳しいということですので、何とか診療所を盛り立てるようなことをお願いしたいということと、町長、これだけ交通網の整備を今後検討する中で、私がなぜ大道へき地診療所について聞いたのかは、大きく、交付税が今、言われましたように、1,000万円の歳入歳出の中で、歳入に700万円交付税がくることが大きな、大道診療所を支える意味があるわけですね。

それを、せっかくですので、恐らく大道の方が窪川に行くのか、私は分かりませんが、できるだけ地元の診療所を使ってもらおうというのは、やはり担当者を含めて、地元の診療所を大事という思いで広報活動をしてもらおうということが大事だと思いますので、そうい

った意味で、ただ文書で配るだけやのうて、そういった患者には、看護師なりが、そういった説明もしながら、患者を増やしてほしいと思いますが、そこら辺も含めて、一般質問になりますのでできませんので、そこら辺の考え方があればお聞きをして終わります。

○議長（下元昇君） 今の質問ですが、令和２年度にこの大道へき地診療所も、当初予算がありますので、そこらあたりで方向性を聞いていただければ、今回は補正予算です。そういうことでよろしく。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） その大道へき地診療所のほうは、また後にということで、議長の采配がございましたが、ジェネリック医薬品のことを、せっかくの機会ですので、ご報告させていただきたいと思います。

国においては、80%の使用率ということで目標があります。高知県全体では確か、やはり80%に達していないですが、こういった事業のもとで高知県で5市町、四万十町と、この高岡郡では梶原町ということで81%近い使用率になっています。

そういうことで非常に国保会計に与える軽減がありますので、これは引き続いて、丁寧にやっていきたいと思ってますのでどうぞよろしくお願いしたいと思います。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号令和元年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号令和元年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号令和元年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号令和元年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩にします。午後1時から再開をします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、議案第10号令和元年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）、日程第13、議案第11号令和元年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、以上、議案第10号及び議案第11号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第10号並びに議案第11号の各特別会計補正予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第10号令和元年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、保険料の見込み額がおおよそ決定したこと、また後期高齢者医療保険基盤安定負担金の決定に伴いまして、歳入では保険料及び一般会計繰入金の減額、歳出では、広域連合納付金の減額となっております。

これにより、今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ780万円の減額補正となり、累計予算総額は3億2,800万円となっております。

続きまして、議案第11号令和元年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、本年度1月までの事業実績に基づく予算の精査によるものでございます。主な補正内容といたしましては、歳出におきまして2款保険給付費で、今後の給付費を推計し、減額及び組替え措置等を行うとともに、5款地域支援事業費につきましては、事業費の確定見込みに伴う精査を行うなど所要の予算措置を講じております。

一方、歳入といたしましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

これによりまして、今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,570万円の減額補正となり、累計予算総額は27億7,240万円となっております。

以上2件の補正予算案につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、介護保険事業特別会計の中で、先ほど町長からも補正の内容についてご説明がありました。その中で、146ページ、保険給付費の点で、25億円の中で、補正額が7,300万円余りの減額という内容ですので、別に金額的な問題を問おうとは思いませんが、ただ、それぞれ介護サービス等諸費の中で、居宅介護、特例居宅介護、地域密着型介護、施設介護などの四つのサービス給付費があるわけですが、その中でも10億円に対して7,000万円ですので、減額はわずかですが、意味としてちょっと分かりませんので、併せてお答えをいただければありがたいと思いますが、1に居宅介護がありますね。その特例居宅という日本語の意味が勉強不足で、どう違うのかという内容と、7,000万円の減額というのは施設介護サービスが減ったという見方の中での7,000万円の減額なのかどうなのか。問うてる意味分かるでしょうか。本人も十分理解のないまま、問うわけですが、分かっていたらお答えをいただきたい。

○議長（下元昇君） 健康福祉課長野村和弘君。

○健康福祉課長（野村和弘君） 居宅介護サービス給付費、特例居宅サービス給付費でご説明させていただきますと、特例がつく分につきましては、要介護者が要介護認定を受ける前に居宅サービス等を受ける場合に特例として受けられるというところになっております。認定を受ける前のサービスを受ける場合に、こちらの特例で受けるということで、認定を受けた方については、居宅介護サービス給付費で支出というところになっております。その違いだというところでございます。

それで今回の減額につきましては、やはり当初予算は途中で給付費が足らなくなったらいかんということは少し、前年度の実績等も踏まえて10月時点ごろ、検討して予算化しております。その中で少し多めに組んじゅうということで、この補正は実績等に基づいて、大体の合うところで減額したという状況になっております。

以上です。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第10号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号令和元年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号令和元年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第14、議案第12号令和元年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第15、議案第13号令和元年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第16、議案第14号令和元年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第17、議案第15号令和元年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）、以上、議案第12号から議案第15号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第12号から議案第14号までの各特別会計補正予算並びに議案第15号の水道事業会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第12号令和元年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、歳出につきましては、建設改良費におきまして配水管移設工事や、十川簡易水道統合事業の事業費が確定したことによりまして、1,306万円を減額しております。

なお、歳入につきましては、建設改良費の減額に伴い、国庫支出金で497万8,000円、配水管移設補償金で329万4,000円、町債で750万円をそれぞれ減額する一方、一般会計繰入金で320万6,000円を増額しております。

これにより今回の補正は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1,220万円の減額補正となり、累計予算総額は5億6,250万円となっております。

また地方債の補正につきまして、第2表に記載のとおり限度額を変更するものでございます。

続きまして、議案第13号令和元年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容でございますが、歳出につきましては、施設増補改良費におきまして、最適整備構想策定業務委託料の確定により120万円を減額しております。

なお、歳入につきましては、県補助金で72万2,000円、一般会計繰入金で47万8,000円をそれぞれ減額しております。

これにより、今回の補正額は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ120万円の減額補正となり、累計予算総額は3,010万円となっております。

続きまして、議案第14号令和元年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容でございますが、歳出につきましては、総務管理費におきまして、人件費で6万1,000円を減額しております。

なお、歳入につきましては、一般会計繰入金で6万1,000円を減額しております。

これにより、今回の補正額は、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それ

ぞれ6万1,000円の減額補正となり、累計予算総額は5,443万9,000円となっております。

最後に、議案第15号令和元年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、事業費用におきまして人件費で14万6,000円を減額補正し、累計予算額は1億2,148万3,000円となっております。

以上4件の補正予算につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、ほとんど私が聞くようで申し訳ありませんが、分るところを私は聞きたいという思いですので、お聞きします。

簡易水道事業特別会計ですが、町長、令和元年度をもってこの特別事業会計は終わるわけですが、おおよそ、合併以降、簡易水道事業特別会計において、各地域の水道設備事業を、様々な補助金を使い、また起債をしながら事業を行ってきました。今年度をもって終わる、この特別会計の中で、新設等、今後、事業を実施していくような場所はまだまだあるのかどうなのかという点と、そういった意味で今回の予算の中で152ページ、建設改良工事費は、9,300万円余り事業として組んでいたものが、1,300万円の減額になってきたわけですが、これは一工事あたりではないと思うんですが減額、途中の補正、十分勉強していませんが、この1,300万円の減額は、どういう減額内容なのかについてお聞きをしてみたいと思います。

以上です。

○議長（下元昇君） 環境水道課長宮本彰一君。

○環境水道課長（宮本彰一君） 1,300万円の減額の内訳ということになりますけれども、施設増補の県道改良に見合う減額が100万円、あと十和の簡易水道の整備事業、これ補助事業ですけれども、これの確定による減額が1,200万円となっています。

以上です。

○議長（下元昇君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 減額理由は分かりましたが、先ほど言いましたように、この事業

特別会計は今年度で終わる予定ですが、今後まだまだ事業として、新設工事、水道工事等は、計画としてあるのかどうなのか聞いたつもりですが、お答えがありませんので、教えてください。

○議長（下元昇君） 環境水道課長宮本彰一君。

○環境水道課長（宮本彰一君） 私のほうからはっきりそれを答えていいのかどうか迷うところですけれども、地区的にはもう事業として起こすような大規模な地区が残っていないと思います。やるとすればもう、今、県単で補助がありましたけれども、集落内での小さな水道施設ということになると思います。

○議長（下元昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第12号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号令和元年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第12号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

これより議案第13号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号令和元年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

これより議案第14号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号令和元年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第14号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号令和元年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第15号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（下元昇君） 起立全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第18、議案第16号第2期四万十町子ども・子育て支援事業計画の策定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第16号第2期四万十町子ども・子育て支援事業計画の策定について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成27年度から始まりました国の子ども・子育て支援新制度のもと、本町におきましては四万十町子ども・子育て支援事業計画を策定し、地域の実情に応じた質の高い幼児期の学校教育保育の総合的な提供、保育の量的拡大確保、教育保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実に取り組んでまいりました。

この第1期計画の計画期間が令和元年度で満了するため、新たに令和2年度以降の計画を策定することについて、四万十町議会基本条例第11条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本計画につきましては、子ども・子育て支援法第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画、並びに、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画として策定をいたします。

また本計画は四万十町総合振興計画を上位計画としまして、かけがえのない子どもの成長と、子どもを産み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための部門別計画となるものでございまして、計画期間は令和2年度からの5年間としております。

内容といたしましては、基本理念を、町の将来を担う人を育むまちとして、子育てを支える地域づくり、安心して産み育てることができる環境づくり、子どもの心身の健やかな成長に資する教育の推進、配慮が必要な家庭や児童への支援、安心して暮らすことのできる地域づくりという五つの基本目標を掲げ、総合的な展開を図るものでございます。

計画の策定に当たりましては、地域の現状や課題を把握するためのアンケート調査を実施したほか、保護者や地域の子育て関係団体、学識経験者等で組織する四万十町子ども・子育て会議を開催し、審議を重ねていただきまして、本年2月に計画案の意見公募手続が完了したところでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第16号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第19、議案第17号四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第17号四万十町過疎地域自立促進計画の一部変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、四万十町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本計画につきましては、同法に定められた過疎地域自立促進のための地方債であります過疎対策事業債を活用する際の条件とされておりまして、本町におきましても、平成28年度から令和2年度を計画期間として取り組んでおりますが、この度、事業の追加等が必要となりましたので、計画を変更するものでございます。

この度の変更のうち重要な変更として、四万十町過疎地域自立促進計画の自立促進施策区分に、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の事業名（施設名）に、「（3）林道」及び「（5）鉄道施設等」を追加するとともに、「（5）鉄道施設等」のかぎかつこの中に、鉄道車両を追加するものでございます。

また、自立促進施策区分、「6 教育の振興」の事業名（施設名）、「（3）集会施設、体育施設等」の中に「体育施設」を追加します。

なお、これらの変更に合わせて、重要な事業内容及び事業主体の追加を行いまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第4項の規定による、高知県との事前協議も完了しているところでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第17号について、質疑・討論・採決は議案の精査・

研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第20、議案第18号高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について、日程第21、議案第19号高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について、日程第22、議案第20号高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について、以上、議案第18号から議案第20号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第18号高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について、議案第19号高知縣市町村総合事務組合から芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について、並びに、議案第20号高知縣市町村総合事務組合から高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

高知縣市町村総合事務組合は、退職手当に関する事務、公務上の災害に対する補償に関する事務、住民の交通災害共済事業に関する事務等を共同処理するため、高知県内の主な市町村一部事務組合、広域連合で組織している一部事務組合でございます。

この一部事務組合を構成する団体のうち、芸東衛生組合と高幡西部特別養護老人ホーム組合が令和2年3月31日をもって解散いたしますので、これに伴い、組織及び規約の変更並びに財産処分の協議を行うこととなります。一部事務組合においては、それぞれの協議を行うに当たって、地方自治法第290条の規定により、事前に関係団体の議決が必要となっていますので、議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第18号につきましては、組織、事務及び規約の変更に関するものでございます。変更の内容といたしましては、高知縣市町村総合事務組合の構成団体、共同処理する事務の対象団体、組合議会議員の選挙区の構成団体の三つの区分から、それぞれ芸東衛生

組合と高幡西部特別養護老人ホーム組合を削除するものでございます。

続きまして議案第18号並びに議案第19号につきましては、脱退に伴う財産処分に関するものでございます。

議案第18号では、芸東衛生組合が脱退することに伴う財産処分について、高知県市町村  
※P59訂正あり  
総合事務組合負担金条例第3条第1項の規定により算出された額を納付させるものとし、  
議案第19号では、高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退することに伴う財産処分につい  
※P60訂正あり  
て、四万十町に帰属させるものであります。

以上3議案につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

訂正させていただきたいと思います。高幡西部特別養護老人ホーム組合の財産処分については議案第20号の誤りでございますので、よろしくお願いします。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第18号から議案第20号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号から議案第20号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第23、議案第21号行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第21号行政不服審査法第81条第1項の機関の事務の委託について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、地方自治法第252条の14第1項の規定により、規約を定め、本年8月1日から四万十町行政不服審査法第81条第1項の機関の事務を高知県に委託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項

の規定により議会の議決を求めるものでございます。

行政不服審査法第81条第1項の機関であります行政不服審査会の事務につきましては、本町を含む多くの市町村において発生案件が年間1件にも満たないことから、十分な知識やノウハウの蓄積が難しいこと、また、地域に専門的な知識を有する人材が少なく、行政不服審査会委員の確保が困難なことが課題となっております。

このため、高知県及び県内市町村で組織する高知県行政不服審査法上の附属機関に移管する事務の共同処理ワーキンググループが昨年4月に設置されまして、共同処理の方法や範囲等に関する協議を経て、当該事務を高知県に委託する提案が報告書として取りまとめられております。

この提案により、高知県では、委託を希望する市町村等との、本年8月からの委託開始に向けた調整が行われておりまして、本町の行政不服審査会の事務につきましても、これに合わせて委託するものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第21号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第24、議案第22号四万十町体験型観光施設条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第22号四万十町体験型観光施設条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本町では四万十川流域の豊かな自然環境の活用による交流人口の拡大を図り、もって地域の活性化に資するため、本年度において、四万十町アドベンチャーパークプロジェクト

事業といたしまして、十和川口にジップライン施設を整備しているところでございます。

この条例につきましては、本年４月にオープンを予定しております当該施設を公の施設として設置するため、地方自治法第244条の２第１項の規定により、施設の設置及びその管理に関する事項について定めるものでございます。

内容につきましては、施設の名称及び位置、使用の許可、使用料、使用者が施設等に損害を与えたときの損害賠償、指定管理者による管理等についてそれぞれ規定することとしております。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第22号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第25、議案第23号四万十町町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第23号、四万十町町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法の一部改正によりまして、令和２年４月から、町長若しくは委員会の委員、若しくは委員、または職員の職務行為について、善意でかつ重大な過失がない場合に、条例において、賠償の限度額を定めて、損害賠償責任の一部を免責することができるとされ、また、これに伴う地方自治法施行例の改正により、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等が定められております。

この法改正の趣旨といたしましては、現在の自治体と住民との争訟においては、住民訴訟の結果、町長等が、自治体に対して、個人に重大な過失がない場合でも、個人として負

担し得ないような多額の損害賠償責任を負うことがある一方、訴訟の係属中、または、判決後に、議会が町長等に対する損害賠償請求権の放棄を議決することにより、議会の判断の妥当性が問題とされることもあることから、こうした現代における問題を解決するため、改正後の地方自治法では、条例で定めることにより、町長等の自治体に対する損害賠償責任のうち、一定額を超える部分を免除することができるとされたものでございまして、この制度は、株主代表訴訟における役員等の株式会社に対する損害賠償の一部免除を参考として設けられたものでございます。

この条例は、これらの法改正を考慮いたしまして、町長等の町に対する損害を賠償する責任の一部の免責について、必要な事項を定めるものでございます。

内容につきましては、町長等の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合、賠償の限度額を基準給与年額に職の区分に応じた数を乗じて得た金額とし、これを超える部分について免責とするものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第23号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第26、議案第24号四万十町監査委員条例の一部を改正する条例について、日程第27、議案第25号四万十町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、以上、議案第24号及び議案第25号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第24号四万十町監査委員条例の一部を改正する条例について、並びに、議案第25号四万十町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

これらの議案につきましては、令和２年４月に施行されます地方自治法の一部改正に伴いまして、引用法令の条項ずれが生じることから、これを整理するため、条例を改正するものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第24号及び議案第25号の２議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号及び議案第25号の２議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第28、議案第26号四万十町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、日程第29、議案第27号四万十町手数料条例の一部を改正する条例について、以上、議案第26号及び議案第27号の２議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第26号四万十町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、並びに、議案第27号四万十町手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

これらの議案につきましては、昨年５月31日に公布されました、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、通称デジタル手続法の施行に伴いまして、所要の規定の整備を行うものでございます。

まず議案第26号につきましては、デジタル手続法の施行により、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の名称が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められ、新たな規定が整備されたことにより、引用法令の条項ずれ等が生じることから、これを整理するため、条例を改正するものでございます。

続きまして議案第27号につきましては、デジタル手続法の施行により、住民基本台帳法が改正され、住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しの交付が制度化されるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律も改正され、通知カードが廃止されることとなりましたので、関係する規定を整理するものでございます。

これらの法改正のうち、通知カードの廃止に関する規定の施行期日については、令和2年5月30日を超えない範囲内において政令で定める日とされておりますが、現在、その政令が公布されておられませんので、手数料条例の改正につきましては、施行期日を2段階とする2条立ての改正を行うこととしております。

まず第1条による改正では、手数料を徴収する事務として、除票の写しまたは除票に記載をした事項の証明書の交付、並びに、戸籍の附票の除票の写しの交付を追加いたします。また今回の改正に合わせまして、別表中の表記方法の統一化を図るため、字句の修正等を行うものでございます。

次に、第2条による改正につきましては、手数料を徴収する事務から通知カードの再交付を削除するものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第26号及び議案第27号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号及び議案第27号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第30、議案第28号四万十町基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第28号四万十町基金条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例につきましては、本年4月1日から、本町が運営する四万十町立特別養護老人ホーム窪川荘並びに四万十荘の運営上必要な財政調整を目的とした新たな基金を設置するため、必要な規定を整備するものでございます。

改正の内容といたしましては、第3条第1項に規定する積立基金として設置する基金に、四万十町立特別養護老人ホーム窪川荘基金、並びに、四万十町立特別養護老人ホーム四万十荘基金を追加するものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩します。

午後1時46分 休憩

午後2時01分 再開

~~~~~

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第28号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

町長より、先ほどの議案説明の中で訂正したいとの申し出がありましたので、これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第18号から20号のご説明のときに、芸東衛生組合の脱退に伴う財産処分の部分で、私が最後のご報告で議案第18号と申し上げましたが、議案第19号の誤りでございます。

それに加えて、改めて、議案第19号と説明した高幡西部特別養護老人ホーム組合が脱退するに伴う財産処分についてを議案第20号に訂正させていただきたいと思っております。

で、よろしくお願い申し上げます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第31、議案第29号四万十町窪川地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第29号四万十町窪川地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

子育て支援拠点事業につきましては、窪川地域、大正地域、十和地域のそれぞれで行っておりますが、大正地域は認定こども園に、十和地域は昭和保育所に併設しているため、単独で設置している窪川地域子育て支援センターについてのみ設置条例を制定しているところでございます。

併設しております大正地域及び十和地域の子育て支援センターにつきましても、条例で明確に位置付け業務を実施することが適当であることから、今回の機構改革に伴う例規の改正に合わせまして、条例を改正するものでございます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第29号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第32、議案第30号四万十町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、日程第33、議案第31号四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第34、議案第32号四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、日程第35、議案第33号四万十町交通安全指導員条例を廃止する条例に

ついて、以上、議案第30号から議案第33号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第30号から議案第32号までの条例の一部を改正する条例、並びに、議案第33号の条例を廃止する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

これらの条例につきましては、本年4月からの会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、所要の規定の整備を行うためのものでございます。

まず、議案第30号四万十町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例は、会計年度任用職員についても適用され、第2条の規定により、新たに職員となったものは、任命権者または任命権者の定める上級の公務員の面前において宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならないとなりますが、勤務時間、職種及び勤務場所がさまざまであること、また、年度当初より多くの方を任用することから、会計年度任用職員の負担軽減と事務の簡素化のため、宣誓を別の方法で行うことができるよう規定を整備するものでございます。

なお、条例改正後の会計年度任用職員の宣誓の方法につきましては、署名をした宣誓書を提出することで足りるものとする、同一の職員を翌年度において再度任用した場合には、先の任用時の宣誓をもって行ったものとみなすこと、ALT等のJETプログラム参加者は、自治体国際化協会が全国統一的に進めている任用時のサービスに関する同意書への署名をもって行ったものとする、という取扱いを予定しております。

続きまして、議案第31号四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げるフルタイム会計年度任用職員につきましては、常勤職員と同様に、給料、手当及び旅費の支給対象であることが明確化され、四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第2条に規定する職員に該当することとなるため、関係する規定を整備するものでございます。

続きまして、議案第32号四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正につきましては、これまでの間に、産業医の退職、特別養護老人ホームの直営などが決定し、また、会計年度任用職員制度の導入に伴い、特別職として規定すべき職の

精査を行ったことなどによりまして、スポーツ推進委員、産業医、嘱託医等を規定する必要等が生じたので、本条例の一部を改正する条例の施行日前に、規定を加える等の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第33号四万十町交通安全指導員条例を廃止する条例についてでございます。

四万十町交通安全指導員は、本町における交通安全の保持を目的として、平成18年に設置され、通勤通学時の交通安全街頭指導やイベント開催時の交通整理等にご協力をいただいております。この度の会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、特別職として規定すべき職を精査した結果、交通安全指導員については特別職から除外することとなりましたので、条例を廃止するものでございます。

なお、条例廃止後は、任期や定員、謝金等を規定する四万十町交通安全指導員設置要綱を制定し、引き続き本町の交通安全の保持のために活動していただくこととしております。

以上4議案につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第30号から議案第33号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号から議案第33号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第36、議案第34号四万十町ホビー館に係る指定管理者の指定について、日程第37、議案第35号四万十町打井川地域づくりセンターに係る指定管理者の指定について、以上、議案第34号及び議案第35号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第34号並びに議案第35号の公の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

これらの議案につきましては、公の施設の指定管理者の指定期間が本年3月31日をもって満了することから、4月以降の指定管理者の候補者の選定を行ったものでございまして、それぞれの団体を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第34号四万十町ホビー館に係る指定管理者の指定についてでございます。

四万十町ホビー館につきましては、自然豊かな地域資源を活用し、交流人口の促進による地域の活性化を図り、新たな本町の観光拠点として、地域住民と連携したまちづくりを推進することを目的に設置した施設でございまして、平成23年4月から現在まで、株式会社奇想天外を指定管理者として指定し、管理を行ってまいりました。

同法人は、ミュージアムの運営や各種立体造形物の企画製作、展示会の企画開催などを主体として、まちおこし事業にも取り組んでおり、これらの事業を円滑に推進するための知識や経験を有する法人でございます。これまでの指定期間中においては、基本的な施設の維持管理に加えて、フィギュア等、資料の収集や保管、また、展示についても、海洋堂製品に限らず、様々な分野の作品を取り扱い、企画展示やイベントなども実施しており、効果的かつ効率的な運営が行われておりますので、施設の効用を最大限発揮し、安定的な管理運営が実施されていると判断できるため、引き続き、同法人を指定管理者の候補者として選定するものでございます。

続きまして、議案第35号四万十町打井川地域づくりセンターに係る指定管理者の指定についてでございます。

四万十町打井川地域づくりセンターにつきましては、都市住民との交流、農林業の振興、地域住民の交流促進等による地域活性化を図ることを目的に設置した施設でございまして、平成23年4月から現在まで、四万十町打井川地区会を指定管理者として指定し、管理を行ってまいりました。

同団体は、打井川地域の3地区で組織する地区会でございまして、これまでの指定期間中においては、ホビー館、かっぱ館の来場者向けの食品や物品の販売、冠婚葬祭時の活用、仕出し等に取り組んでおり、効果的かつ効率的な運営が行われておりますので、施設の効用を最大限発揮し、安定的な管理運営が実施されていると判断できるものでありまして、引き続き、同団体を指定管理者の候補者として選定するものでございます。

以上２議案につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第34号及び議案第35号の２議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号及び議案第35号の２議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第38、議案第36号令和２年度四万十町一般会計予算を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 予算の提案に先立ちまして、令和２年度からの歳出予算に係る節体系の変更について、ご報告を申し上げます。

会計年度任用職員制度の導入に伴う地方自治法施行規則の改正によりまして、７節の賃金が削除され、以降の節番号が繰り上がることとなっております。このため令和２年度以降の予算につきましては、特別会計を含め、改正後の同規則に基づき編成いたしますことをご報告いたしたいと思います。

それでは、令和２年度四万十町一般会計予算案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

施政方針でも申し上げましたとおり、令和２年度は、国におきましては新経済財政再生計画のもと、経済再生と財政健全化の両立を目指す予算として編成され、県におきましては昨年度に引き続き前年度比においてプラス予算となり、積極型予算が継続されております。

このような中で、本町の持続的発展のためには、限られた財源を有効に活用しつつ、これまでに取り組んでまいりました各種施策を推進し、好循環の仕組みを途切れさせること

なく継続していくことが重要となってまいります。

このため、令和2年度は第2次四万十町総合振興計画に掲げた、まちの将来像の早期実現と、第2期四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に推進し、喫緊の課題であります防災対策や、公約及び重点施策などの実現に向け、編成したところでございます。

この結果、一般会計の予算総額は176億600万円となり、前年度当初と比較して2億1,200万円・1.2%の増加となっております。

なお、このうち、ふるさと納税関連予算は、返礼品や事務費などで5億9,700万円、基金への積立金で11億円、合わせて16億9,700万円となり、前年度当初と比較して1億2,700万円の増額となっております。

また、これらのふるさと納税関連予算を除いた実質的な予算規模は159億900万円となり、前年度当初から約8,500万円の増加となっております。

次に、歳出における性質別の概要について、前年度当初予算と比較しながら順にご説明申し上げます。

まず義務的経費では、会計年度任用職員制度への移行に伴い、人件費で3億5,954万円、平成30年度借入の過疎対策事業債の元金償還が始まったことなどにより、公債費で3,096万円、私立保育所運営支援事業費の増などに伴い、扶助費で1,964万円、それぞれ増加となり、義務的経費全体でも4億1,015万円・7.6%の増加となっております。

次に投資的経費の普通建設事業費では、単独事業で、令和3年度にかけて取り組んでまいります音声告知設備再構築事業や、高規格道路周辺整備事業などで大幅な増となりましたが、補助事業で前年度に取り組んでまいりました、地場産業振興センター加工場整備事業や、JA高知県の農協会館耐震化への建築物耐震化対策緊急促進事業補助金などの終了に伴い、大幅な減となり、投資的経費全体でも9,625万円・2.5%の減少となっております。

次に、その他の経費では、ふるさと支援基金への積立金などで増加しましたが、会計年度任用職員制度への移行に伴い、物件費などが減少したことから、その他の経費全体でも約1億189万円・1.3%の減少となっております。

以上が歳出の性質別における前年度比較の概要でございますが、これを賄う歳入のうち、自主財源につきましては、幼児教育・保育の無償化などに伴い、分担金及び負担金で3,034万円、並びに、使用料及び手数料で2,436万円の減少となる一方、令和元年度の課税状況や過去の徴収実績などをもとに見込んだ結果、町税で295万円の増加となったほか、ふるさと納税関連では寄附金で1億円増加し、自主財源全体でも約394万円・0.1%の増加

となっております。

一方、依存財源でございますが、普通建設事業費の補助事業の減少などに伴い、国・県支出金で減額となる一方、地方交付税の増加見込みや、普通建設事業費の単独事業の増などに伴う町債の増、また、森林整備の促進を図るために増額となった森林環境譲与税や消費税率引き上げによる地方消費税交付金の増額などにより、依存財源全体では、2億807万円・1.6%の増加となっております。

また、町税や地方交付税といった使途を制限されない一般財源につきましては、普通交付税の増加見込みなどにより、総額では95億9,058万円となり、前年度から2億8,608万円の増加となっております。

一方、特定財源につきましては、ふるさと納税による寄附金は増加見込みとなる一方、普通建設事業費の補助事業の減少等に伴い、国・県支出金が減少となったため、総額でも7,408万円の減少となっております。

ここまで、歳入歳出予算における性質別の概要につきましてご説明申し上げましたが、引き続き歳出予算の主な内容につきまして、予算科目順にご説明申し上げます。

なお、本年度の主要事業につきましては、お配りしております別冊予算説明資料、当初予算案の概要の3ページと15ページ以降にも記載されておりますが、このうち特に本年度の重点施策を中心にご説明を申し上げます。

それでは、まず2款総務費でございます。まちづくりの分野では、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする、第2期四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、戦略と一体的に推進する国連の持続可能な開発目標であるSDGsの取組の一環として、まずは、官民連携による食品ロス削減に向けた具体的な取組に着手し、今後、SDGsのさらなる取組につなげてまいりたいと思います。

次に広報広聴の分野では、町民の方々に町の課題や施策などをより周知するため、まちの情報を積極的に発信していくとともにシティプロモーションをより効果的に展開していくため、町内外へ、本町の魅力を広く発信し、四万十町の知名度、魅力度の向上に努め、交流人口の拡大や、ふるさと納税のPRなどにつながる取組を引き続き進めてまいります。

次に、地域振興の分野では、第2次四万十町総合振興計画の目指す、時代に合った地域づくりに向け、引き続き移住定住の促進や中山間地域の維持活性化、生活交通網の整備、人材育成などに取り組み、住民との協働のまちづくりを目指してまいります。

具体的には、移住定住施策におきましては、これまで取り組んでまいりました、若者定

住促進、家族支え合いなどの住宅への支援や、移住定住促進用住宅の整備とともに、関係人口及び交流人口の拡大を図り、移住定住人口の増加へとつながる事業を推進してまいります。

合わせて、3年目となる四万十町東京オフィスでの取組についても、Uターン者の増加を目指し、引き続き実施してまいります。

次に、中山間地域対策におきましては、地域おこし協力隊制度の活用や、家地川地域活性化拠点施設整備事業など、集落の維持や活性化へ向けて取り組んでまいります。

次に、公共交通施策におきましては、令和元年度に策定する四万十町地域公共交通網形成計画に基づき、生活交通網の整備再編などに取り組んでまいります。

次に、人材育成におきましては、基本方針を踏まえた実施計画のもと、未来塾におきましては、引き続き高校応援大作戦を中心に、地元高校の持続可能な魅力づくりを進め、地域との協働によるさらなる振興を支援します。

また、地域や産業の活性化を目指した四万十塾及び産業振興塾では、興味、関心事から、新たな学びを望んでいる方々、地域の課題解決や新たな事業の創出に挑戦意欲のある方々を、各種研修機会などを通して支援し、地域の担い手として、誰もが挑戦し続けることができる環境づくりを目指してまいります。

次に、四万十川対策では、四万十川保全活用計画の基本方針に基づき、引き続きアユ資源の回復に向けた取組を中心に、濁水対策や保全対策に取り組むとともに、四万十川のイメージ向上と若年層へのアプローチを戦略的に進めるため、川ガキ育成として、高知大学との連携による取組などを進めてまいります。

そのほか南海トラフ地震などから施設利用者の安全性の確保を図るため、昭和51年度に建設されました興津出張所及び診療所を解体し、新たな出張所の整備に取り組んでまいります。

続きまして、3款民生費でございますが、子育て支援では、第2期子ども・子育て支援事業計画の初年度に当たり、計画実現への取組を進めてまいります。

具体的には、保育所、認定こども園、子育て支援センターの運営や、出産祝い金、乳幼児・児童医療費助成といった支援事業、また、幼児教育無償化や、ファミリーサポートセンターなどの事業にも取り組むとともに、新たに子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じるなど、妊娠から子育てといったそれぞれの段階に応じた切れ目のない一体的な支援対策を図り、子どもを産み育てる環境の充実に取

り組んでまいります。

そのほか町民の皆様が年齢にかかわらず、住みなれた地域で、その人らしく安心して充実した生活を送れるよう、共に支え合う地域社会の実現に向けて、配食サービスや、高齢者等外出支援事業を実施するとともに、令和3年度を始期とする第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を策定し、障害の有無にかかわらず誰もがお互いにその個性を尊重し合いながら、主体的に社会参加ができるまちづくりに取り組んでまいります。

続きまして、4款衛生費でございますが、保健衛生では、町民の皆様の健康増進を図るため、令和2年度を始期とする第3期健康増進計画に基づき、従来どおり、健康診査、各種がん検診の勧奨を進めていくとともに、健康ステーション事業など、町民自らが健康づくりに努めていけるように取り組んでまいります。母子保健事業におきましては、言語発達健診や新生児聴覚検査などを継続し、引き続き子育て支援に努めてまいります。

次に、環境保全対策・循環型社会の推進では、生活排水の適正処理を図るため、合併処理浄化槽の設置整備事業を推進し、さらなる水質汚濁防止対策に取り組んでまいります。

続きまして、5款労働費でございますが、若者雇用を促進するため、町内の企業や事業所が開催する研修やセミナーなどに対して助成を行う、社員研修促進事業について、本町が進めております、人材育成事業の産業振興塾とも連携して取り組んでまいります。

続きまして、6款農林水産業費でございますが、農業振興費におきましては、本町の6次産業の核となる事業として、地場産業振興センターに既存加工場の改修に係る所要額を計上しており、令和元年度から、新加工場を含めた2か年の施設整備事業は完了する予定でございます。

また継続事業であります新規就農者などの育成、確保については、就農相談から研修、営農開始までの各段階での細やかなサポートに取り組みながら、地域の農業計画である人・農地プランの策定支援を通じて、持続可能な農業経営を目指します。

そのほか窪川地域の米奥地区と志和地区において、県営のは場整備工事に係る負担金を計上しております。この事業につきましては、複数年で計画的に実施しており、農業基盤整備のため、引き続き支援してまいります。

次に、畜産業費におきましては、県内トップクラスの生産規模を誇る畜産現場の環境改善を図るため、堆肥化発酵処理機械の導入につきまして、引き続き支援に取り組むとともに、協議が続けられておりました高知県新食肉センターの整備費について、関係市町村と共に所要の負担金を計上しております。また、町内の大規模畜舎の整備につきましては、

県と共に、複数年にわたり支援することにより、畜産業の振興を図ってまいります。

次に、農地費におきましては、ため池の耐震改修により、地震や豪雨などからの決壊防止対策に取り組むとともに、かんがい用水の安定確保を図るため、県営地域ため池総合整備事業に係る負担金を計上しております。また、ため池ハザードマップの作成を進め、災害時の迅速な避難など、安全対策にも取り組んでまいります。

次に、林業費におきましては、継続事業として間伐や作業道開設等に関する森林整備事業に加え、森林環境譲与税を積極的に活用した林業事業体担い手育成支援事業や、林業木材産業の振興に関する事業、また、農林水産物の鳥獣被害対策、町有林管理育成事業などについて計上しており、多角的な視点での林業振興に取り組んでまいります。

続きまして、7款商工費でございますが、商工業の振興を図るため、商工業振興助成事業や、中心市街地活性化事業の実施により、商工業の育成、市街地の活性化につなげてまいります。また、地産外商推進事業では地産外消推進計画に基づき、事業者の販路開拓につながる支援の実施とともに、事業者の育成などに向けた取組を行い、地産外商の推進に取り組んでまいります。

次に、観光費では、オアシス風観光交流拠点施設の整備に向けた基本計画を策定し、町内各地区への新しい人の流れをつくり、観光地、観光施設への集客、滞留に取り組んでまいります。また自然体験をキーワードに、各種施設の整備や受入れ体制の充実を図り、観光列車の活用などによる町内の周遊促進に取り組み、交流人口の拡大につなげてまいります。

続きまして、8款土木費でございますが、道路橋りょう費では、国の交付金事業による町道改良19路線を始め、トンネル並びに橋りょうの長寿命化修繕事業、町道維持修繕など、生活や経済活動に不可欠な社会資本の整備と安全確保に努めてまいります。また、国の一般国道56号窪川佐賀道路の整備に合わせまして、この高規格道路の周辺整備に取り組んでまいります。

次に、河川費及び下水道費では、吉見川浸水対策として、茂串雨水ポンプ場建設や、崖崩れ住家防災対策事業など、防災対策に取り組んでまいります。

次に住宅費では、奥内第2団地に2棟3戸の建築を始め、住宅のリフォームに対する支援を行い、生活基盤の充実を図るとともに、町産材の活用促進にも取り組んでまいります。

続きまして、9款消防費でございますが、常備・非常備消防費として、消防署・団の活

動に係る経費を始め、消防自動車の更新や消防水利・消火栓ボックスの整備などに係る経費を計上しております。

次に、防災費では、備蓄食糧・資機材などの整備を始め、避難所の運営や自主防災組織の育成強化、老朽化している音声告知設備の再整備工事に取り組むとともに、南海トラフ地震対策といたしまして、避難施設や地震避難路整備を始め、住宅や緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化、ブロック塀等対策、老朽住宅除去を支援する経費を計上しております。

また、国土強靱化基本法に基づき、防災・減災対策を計画的に実施するため、国土強靱化地域計画を策定し、地震、風水害などの自然災害や火災、救護業務などに対応できる防災体制の強化・充実に取り組んでまいります。

続きまして、10款教育費でございますが、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高め、生涯にわたってふるさとを支える人材を育成するため、四万十ふるさと学推進事業に取り組むとともに、中学校で実施しております、英語4技能検定を小学校でも実施し、英語教育の充実に取り組んでまいります。

また、通学時における児童などの安全を確保するため、県が実施する昭和小学校前の歩道改修工事に合わせまして、学校敷地内の整備を行うとともに、窪川中学校南舎側の舗装工事などを実施し、学校の環境整備に努めてまいります。

次に、社会教育費では、生涯学習のまちづくりを目指して、町民の皆様のニーズに応じた学習機会の提供に努めてまいります。また子どもから高齢者まで幅広い世代の方々に学習意欲を高めていただくため、社会教育や人権教育、文化財の保護活用や社会体育等の各種事業に取り組むとともに、文化的施設の運営計画の策定に着手いたします。そのほかには、四万十緑林公園の遊具の更新、四万十会館やふるさと未来館の計画的な改修にも取り組んでまいります。

最後に、12款公債費でございますが、平成30年度に実施したケーブルシステム機器整備事業などの財源として起債いたしました、過疎対策事業債の大口の元金償還が始まったことなどから、前年度と比較して3,096万円の増額となっております。

以上が歳入歳出予算の主な内容でございますが、前年度実績見込み等を勘案した上で、現段階で見込める限りの検討も加え、第1表歳入歳出予算に記載のとおり計上したところでございます。

続きまして、繰越明許費でございますが、地域資源映像活用事業につきましては、四万十町の地域資源である四季折々の自然などを映像記録として保存し、今後の観光振興にも

活用していくものでございますが、天候なども考慮し、2か年をかけて撮影しようとするもので、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費として、第2表繰越明許費に記載のとおりとなっております。

続きまして、債務負担行為でございますが、新食肉センター施設整備負担金につきましては、町並びに県内の畜産振興において極めて重要な役割を担う施設となる同施設の建設費について、県及び四万十町から東の28市町村で、令和3年度にかけて負担するものでございます。

次に、大規模畜産施設整備事業につきましては、志和地区にあります渡辺畜産の畜舎移転に伴う支援事業でございますが、令和2年度中に自己負担により土地造成などを行った後の施設整備に対し、県と合わせて支援を行うものでありまして、土地造成などの工期が流動的であることから、令和2年度から令和3年度の期間を設定するものでございます。

次に、音声告知放送設備再構築事業につきましては、平成20年度から3か年で整備した音声告知設備でございますが、老朽化などによる機器の故障や、難聴地域の解消といった課題解決のため、令和3年度にかけて再整備に取り組むものでございます。

以上3件、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額につきましては、第3表に記載のとおり定めるものでございます。

次に、地方債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により、借入れを起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法につきまして第4表に記載のとおり定めるものでございます。

また、一時借入金及び歳出予算の流用につきましても、第5条及び第6条に記載のとおりそれぞれ定めるものでございます。

以上が令和2年度の一般会計当初予算の主な内容となりますが、限られた財源の効率的な活用を基本姿勢として、住んでみたい、住み続けたいまちづくりに向けて、職員一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き町政に対しましてご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます、一般会計予算案の提案理由の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第36号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

執行部より提案の途中であります。東日本大震災9周年に当たり、追悼の意を表するため、午後2時46分より黙禱をささげたいと思いますので、ただいまから暫時休憩とします。

午後2時39分 休憩

午後2時47分 再開

~~~~~

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第39、議案第37号令和2年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算、日程第40、議案第38号令和2年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算、日程第41、議案第39号令和2年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算、日程第42、議案第40号令和2年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算、以上、議案第37号から議案第40号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第37号から議案第40号までの各特別会計予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第37号令和2年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算案につきまして、ご説明を申し上げます。

令和2年度の予算編成に当たりまして、基本となります国保被保険者数を4,810人と見込み、これによります予算総額を、歳入歳出それぞれ26億1,900万円と定め、事業の健全運営と町民の皆様の健康保持・増進を図るものでございます。

なお款項ごとの予算額につきましては、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

予算の主な内容でございますが、歳出では、2款の保険給付費におきまして、過去の医療費の動向を踏まえて推計を行い、17億8,727万8,000円を計上しております。

また3款の国民健康保険事業費納付金に6億3,537万9,000円、5款の保健事業費に

2,525万1,000円を計上しております。

一方、これを賄う歳入でございますが、1 款の国民健康保険税で3 億8,790万8,000円を見込んだほか、3 款の国庫支出金で353万5,000円、4 款の県支出金で18億9,398万1,000円、また6 款の繰入金では、繰入基準に基づく法定繰入れのほか、四万十町独自の基準に基づく法定外繰入れといたしまして、財政調整繰入金で2,200万円を計上しております。

なお、令和2年度予算案につきましては、去る3月4日四万十町国民健康保険運営協議会に諮問をし、適当である旨の答申をいただいておりますことを申し添えさせていただきたいと思っております。

続きまして、議案第38号令和2年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算案につきまして、ご説明を申し上げます。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ4 億1,050万円と定めるものでございまして、款項ごとの予算額につきましては、第1 表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

主な歳出でございますが、総務費では職員給与費や会計年度任用職員報酬、各種業務委託料などで合わせて3 億1,330万7,000円、医業費では医薬材料費や各種医療機器の保守点検委託料などで合わせて6,991万円、給食費では賄材料費などで418万2,000円、公債費では元利償還金で2,190万1,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う主な歳入でございますが、診療収入で2 億450万円を見込むとともに、国の国保特別調整交付金として運営費分3,200万円、医療機器分3,000万円を国保会計を通じて繰り入れることとしており、不足する財源につきましては、一般会計からの繰入金1 億2,225万円で対応することといたしております。

また、地方債につきましては、地方自治法第230条第1 項の規定により、起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2 表に記載のとおり定めるとともに、一時借入金の最高額につきまして、第3 条に記載のとおり定めるものでございます。

続きまして、議案第39号令和2年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算案につきまして、ご説明を申し上げます。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ1 億1,940万円と定めるものでございまして、款項ごとの予算額につきましては、第1 表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

す。

主な歳出でございますが、総務費では職員給与費や会計年度任用職員報酬、各種業務委託料などで合わせまして8,328万1,000円を計上しております。

また、医業費では、電子カルテシステム更新委託料704万円、内視鏡装置購入費803万円※P75訂正ありを計上したほか、医薬材料費や各種医療機器の保守点検委託料などで合わせて3,508万8,000円を計上しております。

一方、これを賄う主な歳入でございますが、診療収入で8,403万円を見込むとともに、県の設備整備費補助金で446万4,000円、国の国保特別調整交付金として運営費分1,000万円、医療機器分704万円を国保会計を通じて繰り入れることとしております。

なお、不足する財源につきましては財政調整基金繰入金234万円、一般会計繰入金158万1,000円に対応することとしております。

また、地方債につきましては、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表に記載のとおり定めるとともに、一時借入金の最高額につきまして、第3条に記載のとおり定めるものでございます。

最後に、議案第40号令和2年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算案につきましてご説明申し上げます。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ1,030万円と定めるものでございまして、款項ごとの予算額につきましては、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

主な歳出でございますが、総務費では職員給与費及び運営経費などで1,014万1,000円、医業費では医薬材料費として5万9,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う主な歳入といたしましては、診療収入で23万8,000円、県のへき地診療所運営補助金で161万5,000円、一般会計からの繰入金で814万6,000円をそれぞれ計上しております。

以上4件の予算案につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 暫時休憩します。

午後2時55分 休憩

午後2時56分 再開

○議長（下元昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長のほうより発言の訂正をしたい旨の申し出がっておりますので、これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第39号で内視鏡装置購入費を803万円と申し上げましたが、893万円の誤りでございますので、訂正をお願いしたいと思います。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第37号から議案第40号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号から議案第40号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第43、議案第41号令和2年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第44、議案第42号令和2年度四万十町介護保険事業特別会計予算、以上、議案第41号及び議案第42号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第41号並びに議案第42号の各特別会計予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第41号令和2年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算案につきましてご説明申し上げます。

本事業は、高知県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営しており、市町村は被保険者の資格管理や保険料徴収事務、保険証の発行や給付申請の受付などの窓口事務に加え、増大する医療費削減の一環として行っている保健事業を主な業務としております。

本町におきましては、新年度の予算編成に当たりまして、被保険者数を4,268人と見込み、予算総額を3億3,650万円と定め、制度の健全かつ円滑な運営を図るものでございます。なお、款項ごとの予算額につきましては、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっ

ております。また一時借入金の最高額につきましても、第3条に記載のとおり定めるものでございます。

続きまして、議案第42号令和2年度四万十町介護保険事業特別会計予算案につきまして、ご説明を申し上げます。

第7期介護保険事業計画期間の最終年度となります、令和2年度の予算編成に当たりましては、平成30年度事業実績及び令和元年度の決算見込額をもとに、現時点で想定される所要額を計上しております。

主な歳出でございますが、2款保険給付費におきまして、過去の介護給付費の動向や介護報酬の改定などを踏まえて推計を行った結果、25億310万7,000円を見込んだほか、5款地域支援事業費では2億2,062万6,000円を計上しております。

一方、これを賄う歳入でございますが、1款の保険料で4億3,925万3,000円を計上するなど、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなり、予算総額は27億9,850万円となっております。

また、一時借入金の最高額及び歳出予算の流用につきましても、第3条及び第4条に記載のとおり、それぞれ定めるものでございます。

以上2件の予算案につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第41号及び議案第42号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第41号及び議案第42号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（下元昇君） 日程第45、議案第43号令和2年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算、日程第46、議案第44号令和2年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算、以上、議案第43号及び議案第44号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第43号並びに議案第44号の各特別会計予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第43号令和2年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算案につきまして、ご説明を申し上げます。

令和2年度の予算編成に当たりましては、高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散に伴い、解散日以降の歳入歳出見込額のほか、これまでの事業実績及び令和元年度の決算見込額をもとに、現時点で想定される所要額を計上しております。

主な歳出でございますが、1款総務費で1,044万8,000円、2款サービス事業費で3億2,693万5,000円、3款基金積立金で8,211万7,000円を計上しております。

一方、これを賄う主な歳入でございますが、1款のサービス収入におきまして、過去の介護給付費収入の動向などを踏まえ推計を行った結果、3億4,504万9,000円を見込んだほか、4款繰入金で71万5,000円、5款諸収入で7,473万4,000円を計上しております。

これにより、第1表歳入歳出予算に記載のとおり、予算総額は4億2,050万円となっております。

また、一時借入金の最高額につきまして、第2条に記載のとおり定めるものでございます。

続きまして、議案第44号令和2年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算案につきましてご説明申し上げます。

令和2年度の予算編成に当たりましては、前議案と同様に、高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散に伴い、解散日以降の歳入歳出見込額のほか、これまでの事業実績及び令和元年度の決算見込額をもとに、現時点で想定される所要額を計上しております。

主な歳出でございますが、1款総務費で823万9,000円を見込んだほか、2款サービス事業費で2億5,496万円を計上しております。

一方、これを賄う歳入でございますが、1款のサービス収入におきまして、過去の介護給付費収入の動向などを踏まえて推計を行った結果、2億3,202万5,000円を見込んだほか、不足する財源につきましては4款繰入金で3,217万円を計上しております。

これにより、第1表歳入歳出予算に記載のとおり、予算総額は2億6,420万円となっております。

また、一時借入金の最高額につきましては、第2条に記載のとおり定めるものでございます。

以上2件の予算案につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第43号及び議案第44号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号及び議案第44号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第47、議案第45号令和2年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算、日程第48、議案第46号令和2年度四万十町下水道事業特別会計予算、日程第49、議案第47号令和2年度四万十町水道事業会計予算、以上、議案第45号から議案第47号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第45号から議案第46号までの各特別会計予算案並びに議案第47号の水道事業会計予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第45号令和2年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算案につきまして、ご説明を申し上げます。

令和2年度の業務といたしましては、宮内、江師及び大正森ヶ内地区3施設の加入戸数を118戸に対しまして、年間約4万6,000㎡余りの汚水を処理する予定であり、予算総額を歳入歳出それぞれ2,590万円と定めるものでございます。

主な歳出といたしましては、施設等の維持管理費で820万7,000円、公債費で1,753万6,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う歳入といたしましては、事業収入及び繰入金など、それぞれ第1表歳

入歳出予算に記載のとおりとなっております。

続きまして、議案第46号令和2年度四万十町下水道事業特別会計予算案につきましてご説明申し上げます。

令和2年度の業務といたしましては、田野々処理区の処理対象人口900人余りに対しまして年間9万7,000m³の汚水を処理する予定であり、予算総額を歳入歳出それぞれ4,760万円と定めるものでございます。

主な歳出といたしましては、施設の維持管理費で1,851万3,000円、公債費で2,854万9,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う歳入といたしましては、使用料及び繰入金など、それぞれ第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

最後に、議案第47号令和2年度四万十町水道事業会計予算案についてご説明申し上げます。

令和2年度の業務予定量といたしましては、簡易水道を統合したことにより、給水人口1万6,700人、給水戸数8,480戸と想定し、年間約248万m³を給水する予定でありまして、第3条収益的収入及び支出におきまして、給水収益など5億8,021万3,000円の事業収益を見込むとともに、事業費用では職員給与費を含む施設維持管理費、減価償却費などの営業費用及び企業債の償還利子などの営業外費用で合わせまして5億2,945万1,000円を計上しております。

次に、第4条資本的収入及び支出では、出資金などで1億1,245万6,000円の収入を見込むとともに、支出では、建設改良費で4,698万円、企業債償還金で3億5,574万2,000円を、それぞれ支出見込額として計上しており、支出に対して不足する額2億9,026万6,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填する予定としております。

また、第5条から第9条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することができない経費及び他会計からの補助金並びに棚卸資産購入限度額をそれぞれ定めるものでございます。

以上3件の予算案につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（下元昇君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第45号から議案第47号までの3議案について、質

疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下元昇君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号から議案第47号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（下元昇君） 日程第50、請願・陳情を議題とします。

本日までに受理をしました陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりでございます。会議規則第95条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後3時11分 散会